

会 議 録 目 次

平成15年第2回海田町議会3月定例会（第1日目）

平成15年3月4日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報 告 第 1 号 工事請負契約の変更について（海田中央第 3 上市地区污水管新設工事（14－5）	
	（4）報 告 第 2 号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び組合規約の変 更について	
	（5）報 告 第 3 号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体の数の増加及び組合規約の変 更について	
	（6）報 告 第 4 号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び組合規約の変 更について	
	（7）報 告 第 5 号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する 地方公共団体の数の増加及び組合規約の変 更について	
日程第4	第3号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3 成本地区 污水管新設工事（14－01）……………	1 7
日程第5	第4号議案 工事請負契約の締結について（砂走第1 砂走地区外汚 水管新設工事（14－02）……………	2 1
日程第6	第5号議案 安芸郡町村税等滞納整理組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び組合規約の変更について……………	2 2

日程第7	第6号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について……………	23
日程第8	第7号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正す る条例の制定について……………	25
日程第9	第8号議案	海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第10	第9号議案	平成14年度海田町一般会計補正予算（第4号）……………	30
日程第11	第10号議案	平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第4号）……………	58
日程第12	第11号議案	平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3号）……………	60
日程第13	第12号議案	平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）…	62
日程第14	施政方針……………		65
	（延 会）……………		75

15番 田 中 千 代

16番 佐 中 十 九 昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長	加 藤 天
助 役	松 岡 修 士
収 入 役	正 木 洋
企 画 部 長	中 野 潔
総 務 部 長	上 條 正 弘
福 祉 保 健 部 長	富 田 征
建 設 部 長	池 乃 本 和 弘
参 事 (広域行政担当)	佐 藤 隆
参 事 (福祉保健担当)	因 幡 忠 志
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	久 保 伸 一
地 域 振 興 課 長	植 野 敏 彦
税 務 課 長	畝 光 美
住 民 課 長	上 村 直 樹
福 祉 課 長	貝 原 陽 子
高 齢 福 祉 課 長	青 木 基 秀
保 健 セ ン タ ー 所 長	臼 井 真
監 理 課 長	因 幡 貞 男
建 設 課 長	児 玉 正 克
都 市 整 備 課 長	朝 倉 登 司 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 長	大 久 保 裕 通
教 育 課 長	李 木 義 夫

教 育 部 長 山 本 義 彦
学 校 教 育 課 長 河 原 毅
上 下 水 道 部 長 木 原 正 博
庶 務 課 長 新 浜 憲 治
下 水 道 課 長 榎 根 君 夫
水 道 課 長 畠 山 隆

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 園 山 純
主 査 中 下 義 博
主 査 辻 千 奈 美

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報 告 第 1 号 工事請負契約の変更について（海田中央第3上市地区
区污水管新設工事（14-5）

(4) 報 告 第 2 号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び組合規約の変更について

(5) 報 告 第 3 号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共
団体の数の増加及び組合規約の変更について

(6) 報 告 第 4 号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び組合規約の変更について

(7) 報 告 第 5 号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共
団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第4 第3号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3成本地区污水管新
設工事（14-01）

- 日程第5 第4号議案 工事請負契約の締結について（砂走第1 砂走地区外污水管新設工事（14-02）
- 日程第6 第5号議案 安芸郡町村税等滞納整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第7 第6号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第7号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第8号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第9号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 第10号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 第11号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第12号議案 平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 施 政 方 針
- 日程第15 一 般 質 問
- 日程第16 第13号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第14号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 第15号議案 平成15年度海田町一般会計予算
- 日程第19 第16号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 第17号議案 平成15年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 第18号議案 平成15年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第22 第19号議案 平成15年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第23 第20号議案 平成15年度海田町水道事業会計予算
- 日程第24 発議第2号 政党助成制度（政党交付金）の廃止を求める意見書案
- 日程第25 発議第3号 サラリーマンの医療費3割負担の凍結を求める意見書案
- 日程第26 発議第4号 アメリカのイラク攻撃を中止するよう日本政府の行動を求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年  
第2回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあり  
ます日程第1から日程第26に至るものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、7番、堀
間君、8番、西山君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間としたいと思いますが、これにご  
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決  
めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15  
日間と決定をしております。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしましてお手元に配付しております。

海田地区消防組合議会と安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、後ほどそれ
ぞれ報告をしていただきますが、その他主なものとしましては、前回12月定例会の一般
質問で明らかになったエバーグリーンホームに係る事案について、12月12日及び12月20
日に福祉厚生委員会を開催し、執行部の出席を求め、事情聴取をされております。その

結果、海田町長に対し、事故発生時の対応や管理運営について、エバーグリーンホームへの指導の徹底を広島県へ要請されるよう文書で依頼をいたしました。これについて、広島県が実地調査をされた報告を2月21日付で海田町長からいただいております。

次に、2月14日の広島県町村議会議長会定期総会におきまして、町村議会議員として30年以上在職し、地方自治振興に寄与されております中岡議員が全国議長会の自治功労表彰を受章されました。また、20年以上在職の山岡議員が県議会議長会の自治功労表彰を受けられましたので、ご報告をいたします。おめでとうございます。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月19日及び2月13日に定例議会が開催されておりますので、消防議会の概略について本議会選出の議員より報告を求めることといたします。山岡君。

- 14番（山岡）皆さん、おはようございます。海田地区消防組合の議会報告をさせていただきます。ただいま議長から指名がございましたので、12月12日、平成14年度第3回組合議会の定例会が開催されました。議題は議会の動きにもありますとおり、専決処分した事件の報告として広島県公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと、議案として広島県市町村組合退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、平成13年度決算の認定についてでございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成14年度一般会計補正予算について及び監査委員の選任同意をしたのでございます。いずれも原案どおり可決されました。監査委員には、引続いて山田雅彦さんが選任されました。補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ526万9,000円を減額するものでございます。理由は給与の減額によるものでございました。

次に、2月13日開かれました平成15年第1回定例会についてでございます。議案は海田地区消防組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、平成15年度一般会計予算でございます。条例の改正につきましては、議員の期末手当の配分割合が変更になったことと、また当初予算につきましては、予算額18億4,573万5,000円で、組合に対する海田町の分担金は3億8,011万1,000円という内容でございました。いずれも原案のとおり可決をしております。なお、関係資料につきましては事務局の方でございますので、ご参照いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

- 議長（河野）続いて安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去る12月24日及び

2月21日に定例議会が開催されておりますので、議会の概略について安芸地区衛生施設管理組合議会議員の助役から報告を求めるといたします。助役。

○助役（松岡） それでは、昨年の12月24日、それから今年の2月21日でございますが、開催されました2回の安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告をさせていただきます。

まず、昨年12月24日に開催されました定例会での付議案件は、報告2件、議案6件の計8件でございます。

報告2件は佐伯町等の合併に伴い、広島県市町村公務災害補償組合並びに広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について専決処分をした報告でございます。

次に、議案6件につきましては、これから内容を説明いたしますが、すべて全会一致で議決されております。

まず、議案第21号及び22号は、人事院勧告に伴います職員の給与に関する条例並びに組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第23号は、平成13年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の歳入歳出決算認定でございます。

また、議案第24号から26号までは、平成14年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算、それから広域不燃物最終処分場事業特別会計補正予算及び広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算であり、いずれも決算剰余金の確定に伴い、それぞれ所要の補正をしたものでございます。

次に、今年2月21日に開催されました定例会の付議案件は議案8件であり、いずれも議決されております。

まず、議案第1号は、安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するもので、これまで2年ごとに見直しをしてきたし尿収集運搬手数料を今年4月1日から改定するものでございます。本町の改定幅は一般家庭用の人頭割、これは1人1カ月になりますけれども、現行の385円から390円と5円の値上げ、それから基本料等につきましては5円から15円の値上げになるものでございます。なお、この改正によりまして、4人家族でホース30メートル未満の標準世帯では30円の増額となります。

次に、議案第2号は平成14年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計の補正予算でございます。これは修繕料や委託料等の入札減及び工法変更による工事請負費の減などに

よりまして6,005万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億4,062万2,000円とするものでございます。

議案3号は、平成14年度安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計の補正予算でありまして、これは構成団体の地元対策に係る調整が整わず、事業実施ができないために本年度の事業費に係る予算9億2,698万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4,220万4,000円とするものでございます。

議案第4号は、平成14年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計の補正予算であり、これは坂町が実施いたしました地元対策費の額の確定による負担金の増額と、委託料等の入札減などで、2,454万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ17億2,160万2,000円とするものでございます。

次に、議案5号は、組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてであり、これは組合規約第12号の規定により、毎年度管理者が組合議会の議決を経て定めることになっているものでございます。負担方法につきましては、例年と同様の方式で算定するものでございますが、新たなごみ焼却場事業特別会計の地元対策費の負担割合につきましては、平成14年4月1日現在の人口割で算定することとされております。ちなみに、海田町の平成15年度一般会計の負担額は均等割5%、人口割95%で算定し、1億1,262万円余となっております。また、不燃物最終処分場事業特別会計に係る平成15年度の負担額は人口割50%、搬入割50%で算定いたしまして、2,727万1,000円余となっております。次に、ごみ焼却場事業特別会計における平成15年度の負担額は人口割で算出し、1億2,726万1,000円余となっております。

次に、議案6号でございますけれども、これは平成15年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算でございます。これは主としてし尿関係の予算でございますが、歳入歳出それぞれ5億7,977万9,000円を計上するものでございます。

議案第7号は、平成15年度安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計予算で、これは平成14年度に事業実施ができなかったため、早急に構成団体の調整を図り、早い時期に事業を着手するという事で工事請負費及び公有財産購入費など、歳入歳出それぞれ15億9,860万円を計上するものでございます。

続きまして、議案8号は、平成15年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算でございます。坂町が実施いたします地元対策費の負担金や運転保守管理業務委託料など、歳入歳出それぞれ5億5,502万5,000円を計上するものでございます。なお、この議決に

当たりましては、海田町といたしましては町議会全員協議会の議論も踏まえ、今後の予算執行に当たりましては可能な限りむだを省くなど必要最小限の経費で事業を実施し、補助金や起債等を最大限活用するよう依頼したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、関係資料につきましては議会事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと存じます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦勞でございます。本日は、ご多忙のところご参集いただきまして、大変ありがとうございます。12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告を申し上げます。

初めに、広島市との合併についてでございますが、第5回の広島市・海田町合併研究協議会を12月25日に開催いたしました。この協議会では、皆様にもご報告いたしておりますとおり、合併期日をはじめ10項目の事務事業及び合併建設計画素案の事業計画、財政計画について協議し、出張所、水道料金の取り扱いや合併建設計画素案の一部で調整を残すものの、大筋で合意をいたしました。

これに基づき今年1月7日から2月25日の間、おおむね自治会単位で合併後のまちづくりや各種行政制度の取り扱いについて住民説明会を開催いたしました。この説明会は24会場で実施し、延べ474名のご参加をいただき、多くの皆様に合併に対するご理解をいただくとともにご意見や要望もちょうだいいたしました。これらのご意見、要望につきましては今後の協議の参考とさせていただくとともに、必要なものは合併までに実施したいと考えております。なお、この説明会で使用いたしました資料は、冊子にして全戸配付しております。また、任意の協議会で合意を得ることができなかった事項につきましては、現在協議、調整をしております。

次に、生活バス路線についてでございますが、昨年の12月定例議会にご報告いたしました中国JRバスの安芸線が3月末で廃止されます。これに伴いバス路線の空白地域が生じるため、広島市及び芸陽バスと代替バス路線の確保について協議を重ねてまいりましたが、4月から芸陽バスが路線バスを運行することとなりました。運行系統は、バスセンターと東部流通団地を結ぶ直通便が2系統と、海田市駅と東部流通団地を結ぶ循環便が3系統の計5系統で、日に20便程度運行されます。路線を維持するためには事業者

に対し赤字の一部を補助する必要があることから、住民の皆様へは今まで以上の利便をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、1月12日に海田小学校グラウンドにおいて、少年消防クラブ員、幼年消防クラブ員など総勢322名が参加し、平成15年消防出初式を行いました。当日は好天に恵まれ、町民の皆様約600名にご参観いただき、防火意識の高揚を図ることができました。また、続く1月13日の成人の日に、平成15年成人祭を実施いたしました。出席者は226名で、約57%の出席率でございました。式典におきましては、新成人の皆様が厳粛にお祝いの言葉に耳を傾け、たくさんの来賓、地域の方々に祝福されたことに感謝し、成人祭に出席した意義を実感しております。

次に、平成15年度から3年間の新しい介護保険料を決めることについて、昨年の12月定例会でご報告申し上げておりましたが、このたび介護保険で必要なサービスの量とそれに係る事業費をもとに月額基準額を算出した結果、現行の基準額を475円引上げ、3,816円とする案をまとめました。なお、介護保険料額の改定につきましては、今議会で介護保険条例の一部を改正する条例案を提出しておりますので、ご審議いただきますようお願いをいたします。

また、指定介護老人福祉施設エバーグリーンホームに対する是正指導でございますが、本町からの要請に基づき、広島県は2月6日に当該施設に対する実施調査を実施いたしました。この結果、指定介護老人福祉施設の運営基準に違反する事項は認められませんでした。しかし、県は本町からの指摘や家族からの苦情等を踏まえ、当該施設に対し施設入所者の状態の急変や事故発生時における家族への迅速な連絡等について、適切な配慮と対応を求めました。この結果について、2月21日付で議長に文書でご報告しているところでございます。本町といたしましても、引き続き利用者の立場に立って当該施設の指導を行ってまいります。

続きまして、広域可燃ごみ焼却施設安芸クリーンセンターについてでございますが、昨年12月1日から本格的に稼働し、ごみの焼却業務も順調に行われているところでございます。また、この施設建設に伴う坂町に対する地元対策事業につきましては、地元からの要望に基づき、安芸地区衛生施設管理組合と構成4町で検討、協議いたしました結果を先般ご報告申し上げたところでございます。広域可燃ごみ焼却施設建設に伴う地元対策事業という広域的な性格と、地元住民の方々や地元自治体への影響を考慮し、覚書締結後にご報告申し上げたことをご理解いただきたいと思います。今議会にこれに伴う

負担金についての予算を提出しておりますので、ご審議いただきますようお願いをいたします。

次に、海田総合公園についてでございますが、昨年の9月定例議会でも一部ご報告いたしました。公園利用者の増加に伴う駐車場不足の解消と進入路の整備を図るため、公園区域の面積を0.6ヘクタール拡張し、24.1ヘクタールといたしました。新たな駐車場の整備台数は約100台を予定しております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、1月17日に第2回土地区画整理審議会を開催し、評価員5名の選任を行っていただいたところでございます。また、2月17日に土地利用意向調査や移転補償の仕組みなどについての説明会を開催いたしました。説明会開催に当たり、私自身が区域内にお住まいの全地権者の世帯と遠隔地を除く周辺の地権者の方々の世帯を戸別訪問し、説明会への出席依頼と今後の事業への協力についてお願い申し上げたところ、説明会当日は12名の方々のご出席がありました。なお、欠席された方につきましては、戸別にお伺いしてご説明いたしております。今後、引続き皆様方のご意見やご要望をお伺いし、できる限り事業に反映していくよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、第26回全日本アンサンブルコンテスト中国大会が2月1日に行われました。広島県代表として出場した海田中学校吹奏楽部の打楽器6重奏、サキソフォン7重奏及び金管打楽器8重奏が中学校の部で金賞を受賞いたしました。このうち打楽器6重奏が3月21日に長野県民文化会館で開催される全国大会へ出場します。中国支部代表として頑張っていたきたいと思っております。

また、2月6日に平成14年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の授賞式が行われ、広島県教育賞に海田小学校邑岡校長が、広島県教育奨励賞に海田中学校が広島県教育委員会から表彰をされました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告5件、条例改正5件、規約変更1件、契約認定2件、補正予算4件、当初予算6件を提出いたしております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。続いて、報告第1号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第1号、工事請負契約の変更について。海田中央第3上市地区污水管

新設工事（14－5）の請負契約を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたので報告をいたします。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事請負契約の変更の内容についてご説明いたします。

この変更は、平成14年第27号議案により議決を得た海田中央第3上市地区污水管新設工事（14－5）の請負契約の工期を議決の日の翌日から平成15年3月10日までを、工期、議決の日の翌日から平成15年3月28日までとし、工期を18日間延長するものでございます。なお、専決処分の年月日は、平成15年2月17日でございます。

変更の理由でございますが、この区間には地下埋設物であるガス管、水道管、N T T ケーブルがふくそうしており、その移設工事や移設のための調整、協議に日数を要し、下水道本管の布設工事に入るのがおくれたことによりまして、当初の工期内に工事が完了しない見込みのため、工期を延長させていただいたものでございます。なお、この工事の請負業者は、住所が安芸郡江田島町宮ノ原2丁目26番17号の三興建設株式会社でございます。請負金額は7,066万5,000円でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○10番（崎本）この請負契約の変更につきまして、再々申していますように、この工事に対して試掘されていますが、試掘に何ぼかけられたかは、それはちょっと今わかりませんが、長い期間、1カ月かかかってここを試掘されていますよ。それで、今、水道管とガス管が出たところですよ。ちょうどあそこも試掘された場所ですよ。試掘された場所でなぜあるのがわからんのですか。事前調査のために試掘するんじゃないんですか。毎たび毎たびですよ、金額の変更じゃ、工期の変更じゃ、何のために試掘されるんですか。もうちょっと真剣に考えて、こういう入札とか、工期の設定とか、入札期日とか、もうちょっとしっかり考えてやったらどうですか。この続きは、あんた、この承認案件の分にもう出ていますよ。その工期を決めるときにもうちょっと物事を考えて、ちょうどあの箇所は試掘された場所ですよ。試掘された場所、なぜわからんのですか。ちょっと真剣に考えてやってくださいよ。ちょっとよろしく願いします。

○議長（河野）ほかにございせんか。下水道課長。

○下水道課長（榎根）仰せのとおりでございますが、設計の段階での調査は既設埋設管等の把握はしておりました。それに基づきまして設計はしておりましたが、施工の段階で再度調査をし、施工機械の選定や施工方法等についてさらに調査の必要がございました。移設につきましても、移設の方法とか移設する位置の決定、移設時期等についての工事を発注してから関係機関と調整やら協議するのに相当の時間を要したものでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）事前にわかっている、協議に何ぼ時間がかかるか、そういうのは事前にわかっていることでしょうか。わかっておって、まだそれに時間を要したということはどういうことですか。今の説明の理解ができませんよ。もうちょっとわかるように説明してくださいよ。そういうことでは、あんた、説明にならへんでしょうが。わかっておってなぜ手間取った。そういうことに関係ないでしょうが。もうちょっと真剣に考えて答弁してくださいよ。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（榎根）いろいろと協議した段階で、広島県の申請等の変更する必要が生じてまいりました。その変更するのに県からの回答とか協議に相当の時間を要したものでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）行政をやる者が県の申請とか、何やったら県の申請が要る、何やったらこういうものが要る、そういうのは事前にわかっていることでしょうか。なぜ今になってそういうことを言われますか。行政を預かる者はそういうことは事前にもうわかっていることでしょうか、県に申請何日要る。もうちょっと真剣に考えてくださいよ、真剣に、どうですか。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（榎根）行政の立場で、確かに申請に何日かかるというのはわかっておりましたけれども、今回に限りましては県との協議に時間を要したということと、県との文書の往復等で許可がおりるのがおくれたものでございます。

○議長（河野）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案

件ではございませんので、報告第1号については、これをもって終結をいたします。

続いて、報告第2号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第2号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。平成15年4月1日から下蒲刈町、東野町、大崎町及び木江町が合併により、広島県西部広域行政組合及び甲奴郡町立精神病院組合が解散により組合を脱退し、同日から沼隈内海広域行政組合の名称が変更となることから、組合規約を改正することについて、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案書2ページの報告第2号の広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてご説明申し上げます。資料1の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思っております。

平成15年4月1日から呉市及び下蒲刈町並びに東野町、大崎町及び木江町が合併し、広島県西部広域行政組合及び甲奴郡町立精神病院組合が解散することに伴いまして、組合を脱退すること、また福山市及び内海町が合併し、沼隈内海広域行政組合の名称が変更となるため規約の改正を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして町議会にご報告をするものでございます。なお、専決処分年月日は平成15年2月21日でございます。

専決処分の内容でございますが、広島県市町村職員退職手当組合規約の別表第1、安芸郡の項中、合併する「下蒲刈町」を削り、同表豊田郡の項中、「東野町、豊町」を「豊町」に改め、「大崎町」及び「木江町」を削り、同表中、「広島県西部広域行政組合」及び「甲奴郡町立精神病院組合」を削り、「沼隈内海広域行政組合」を「福山沼隈広域行政組合」に改めるものでございます。なお、施行期日につきましても、附則にありますように、平成15年4月1日からの施行といたします。以上で報告第2号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治

法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第2号については、これをもって終結をいたします。

続いて、報告第3号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第3号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。平成15年4月1日から大野町及び合併により新設される大崎上島町が組合に加入することから、組合規約の改正について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）議案書4ページの報告第3号の広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明申し上げます。資料1の2ページの新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。

平成15年4月1日から、大野町及び合併により新設されます大崎上島町が組合に加入するため、組合規約の改正を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして町議会にご報告をするものでございます。なお、専決処分月日は平成15年2月21日でございます。

専決処分の内容でございますが、広島県市町村職員退職手当組合規約の別表第1、佐伯郡の項中、能美町の下に「大野町」を加え、同表豊田郡の項中、豊浜町の下に「大崎上島町」を加えるものでございます。なお、施行期日につきましては、平成15年4月1日からの施行としております。以上で報告第3号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第3号については、これをもって終結をいたします。

続いて、報告第4号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第4号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び組合規約の変更について。平成15年4月1日から下蒲刈町、大崎町、東野町及び木江町が合併により広島県西部広域行政組合及び甲奴郡町立精神病院組合が解散により組合を脱退し、同日から沼隈内海広域行政組合の名称が変更となることから、組合規約を改正することについて、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保） それでは、報告第4号の広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに組合規約の変更についてご説明申し上げます。資料2、新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思っております。

平成15年から、呉市及び下蒲刈町並びに大崎町、東野町、木江町が合併し、広島県西部広域行政組合及び甲奴郡町立精神病院組合が解散することに伴いまして組合を脱退すること、また福山市及び内海町が合併し、沼隈内海広域行政組合の名称が変更となるため規約の改正を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました。それで、同条第2項の規定によりましてご報告をするものでございます。なお、専決処分月日は平成15年2月21日でございます。

専決処分の内容でございますが、広島県市町村公務災害補償組合規約の別表、安芸郡の項中、「下蒲刈町」を削り、同表豊田郡の項中、「大崎町、東野町、木江町」を削り、同表中、「沼隈内海広域行政組合」を「福山沼隈広域行政組合」に改め、「広島県西部広域行政組合」及び「甲奴郡町立精神病院組合」を削るのもでございます。施行期日につきましては、平成15年4月1日からの施行といたします。以上で報告第4号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第4号については、これをもって終結をいたします。

続いて、報告第5号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第5号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数

の増加及び組合規約の変更について。平成15年4月1日から合併により新設される大崎上島町が組合に加入することから、組合規約の改正について、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）議案書8ページの報告第5号の広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明申し上げます。資料2の2ページ、新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思っております。

平成15年4月1日から、合併により新設される大崎上島町が組合に加入するため、組合規約の改正を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして町議会に、報告するものでございます。なお、専決処分年月日は平成15年2月21日でございます。

専決処分の内容でございますが、広島県市町村公務災害補償組合規約の別表、豊田郡の項中、瀬戸田町の下に「大崎上島町」を加えるものでございます。なお、施行期日につきましては、平成15年4月1日からの施行としております。以上で報告第5号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第5号については、これをもって終結をいたします。これにて諸般の報告すべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第3号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第3号議案、工事請負契約の締結について。成本地内において施行する海田中央第3成本地区污水管新設工事（14-01）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田） それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第3成本地区污水管新設工事（14-01）でございます。工事場所は海田町成本地内、請負金額は1億500万円でございます。請負者は株式会社鴻治組代表取締役、檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16年3月15日まででございます。なお、入札結果につきましては資料3の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野） 下水道課長。

○下水道課長（榎根） それでは、工事の概要について説明いたします。資料5をお願いいたします。工事箇所図の1ページの平面図をお願いいたします。この工事は、海田中央第3処理分区の成本地区に污水管の幹線を整備するもので、市頭から東海田郵便局までの県道瀬野船越線内に青色で示しておりますように、口径250ミリと300ミリの污水管を推進工法で252メートル布設いたします。また、紫の色で示しております区間には、矢板を使用しての開削工法で口径200ミリの污水管を83メートル、オレンジ色の区間には、素掘りにより開削工法で148メートルほど布設するものでございます。これによりまして、約50世帯の方が接続可能となるものでございます。この工事区間はバスの運行路線になっておりますが、バス会社に引続き協力をしていただき、午前9時から午後5時までの便の運行形態を変更して、この工事区間の通行を中止していただいております。なお、一般の車両等につきましては、片側通行や迂回路等お願いすることになり、ご不便をおかけいたしますが、通行はできるものでございます。工事の施工につきましては、付近の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることになりますが、ご協力をいただきながら、安全を期して工事を進めてまいります。なお、2ページには標準的な断面図を示しておりますのでご参照ください。以上、説明を終わります。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田君。

○12番（前田） まず、資料5の1ページのオレンジのところ、深さが何ぼなのかと。素掘りということなんで、安全上、大丈夫なのかということがまず1つ目。それから、先ほども変更が出ておるわけですが、障害物等の事前調査、そういう県との打ち合わせ、あるいはガス、光ファイバー、もちろん本町の水道、それぞれの調査は確実にされておるかどうか。それから、議案の方の10ページ、これですが、株式会社鴻治組、こういうふうになっておるわけですが、過去もこの問題でちょっとごちゃごちゃしたことあるん

ですが、広島支店とか営業所とか云々になっておるべきじゃないか。参考までに次の11ページのやつを見ても広島支店と、こういうふうに書いておるんですが、なぜここには本店とか支店とかないのか、以上です。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（榎根）オレンジ色で示しております素掘りの箇所、安全かどうかということでございますが、一応今まででもうちの基準といたしまして1.5メートルまでは素掘りという格好にしておりますので、安全はもちろん期して実施いたします。そして、地下埋設物の事前調査等についてでございますが、これも今回上市の地下埋設物の関係で工期に変更が生じたことがございます。その経験がございますので、その点、早目、早目に手を打つように、もう手配をいたしておるところでございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）請負者の名称の関係でございますが、業者カードあるいは業者からの申請に基づく名称については、株式会社鴻治組、本店、支店等名称もございません。登録がこういうような株式会社鴻治組ということになっておりますので、そのまま用いたものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。前田君。

○12番（前田）施工に際して、1.5メートルまでは素掘りだというようなことですが、これについて、後日、変更がないのか、今度それに安全に施工できるかどうか確認しておきたい。変更がないならないということで、それでいいと思います。それから、本社の名称が謄本とか確認しておるのかどうか。ただ、届けがあったからそれで処理しておりますよというのでは、ちょっと事務上、問題があるのじゃないですか。工事はそれなりの資格を持ってちゃんと法務局に届けられておるはずなんですかね。そこらをできれば処理を含めて明確にしていきたい、このように思います。それはどうなっておる。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（榎根）変更につきましては、100%ないということは断言できませんが、変更しないよう一生懸命頑張るつもりでございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）名称等の確認でございますが、指名願の登録を受けるときには、当然ながら事項の関係の法務局へ届けられている事項関係を確認しております。その中には、

いろいろ商号関係あるいはその本店所在地関係等もございます。また、それにあわせて業者カード等々での登録されている名称関係を確認しますと株式会社鴻治組ということで、私ども町への登録上での名称は本店、支店ということでなく株式会社鴻治組という登録でございましたので、それに基づきましてここに記載しているものでございます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）今の件は、それが業者の登録だと、こういうことなんですね。登録カードは本庁がつくるわけですから。以前、この件について、本社は大阪だったと先ほども言いましたが、その辺が正確なのかどうか、業者の申し出だけですべて処理するというのは、何か余り事務処理上の確じゃないと思うんですよね。言いかえれば、いいかげんなことじゃないかと、こういうふうに言いたいわけですが、今のようにはっきり、先ほども言いましたように、謄本等で確認して、それをやっていただきたいと言うておるんですよ。ただ、業者の届けだから、問題はない、当然法人としてはそれだけの届けがあるはずなんですから、本社どこどこ、支店どこどことか、もちろん代表者たる、これが載っておりますけどもね、どうもその辺が、これははっきりしていない。その辺をちょっともう1回わかりやすく説明願いたい。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）先ほど申しましたとおり、私ども申請を受ける段階では法務局等へ届けられておる名称、あるいは本店所在地、支店所在地関係等もございます。また、法人等への役員の名前関係についても、そういったものも当然ございます。あわせて先ほど申し上げたとおり、県へ、あるいは私ども町でも受け付けするわけなんです、その指名願の登録願を受ける段階におきまして、そういう名称についても確認をしておりますし、また業者等の申請に基づいたもので受け付けもしておりますので、その内容等については十分確認をしながら受け付けておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第4号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第4号議案、工事請負契約の締結について。砂走地内ほかにおいて施行する砂走第1砂走地区外污水管新設工事（14-02）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、砂走第1砂走地区外污水管新設工事（14-02）でございます。工事場所は海田町砂走地内ほか、請負金額は1億4,700万円でございます。請負者は株式会社大本組広島支店取締役支店長、佐々木英二でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16年3月25日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料4の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）引続き工事の概要について説明いたします。資料5をお願いします。工事箇所図の3ページをお願いいたします。この工事の凡例も先ほどの説明と同じでございます。青色が推進工法、紫色が開削工法で矢板を使用する箇所、オレンジ色が開削工法で素掘りで工事をする区間でございます。工事の施工区間でございますが、平面図に示しておりますように、山陽新幹線高架下の町道70号線内の一部及び県道瀬野船越線の第1踏切から海田町ふるさと館の入り口まででございます。この区間に推進工法で口径200ミリの污水管を338メートル布設します。また、開削の矢板工法で口径200ミリの污水管を382メートル、素掘り工法で118メートルほど布設するものでございます。これによりまして、この付近66世帯の方が接続可能となるものでございます。この地区には会社の駐車場もあり、工事の施工につきましては、片側通行や迂回通行等で皆様いろいろとご迷惑をおかけいたしますが、地元の方々等、関係者と連絡を密にいたしまして、協力を得ながら進めてまいります。また、県道は車の通行量が多く、渋滞を起こさないようにし、安全対策には万全を期して工事を進めてまいります。なお、4ページに

は標準的な断面図を添付しておりますので、ご参照ください。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については、原案のとおり決するに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。
この際、暫時休憩をいたします。10時20分まで。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第6、第5号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第5号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。平成15年4月1日をもって下蒲刈町が呉市と合併することに伴い、組合を脱退することとなることから組合規約の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、第5号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により平成15年4月1日をもって下蒲刈町が呉市と合併することにより安芸郡町村税等滞納整理組合を脱退することに伴い、組合規約を変更することについて、

同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。資料6の新旧対照表もあわせてご覧ください。

改正の内容につきましては、組合を組織する町の第2条中の「下蒲刈町」を削り、また第9条の次に第9条の2として「組合の解散に伴う事務の継承並びに決算の審査及び認定については、関係町が議会の議決を経て行う協議をもって定める」とする条項を追加するものでございます。この規約は、平成15年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、第6号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第6号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法の一部改正に伴い、退職被保険者等の一部負担割合を3割とするため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第6号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の条例改正案は健康保険法の一部改正に伴うものでございまして、各医療保険制度での保険給付率の統一、すなわち患者負担の見直しが図られ、7割給付で保険者間の給付率が統一されたことにより、退職被保険者等が同様の給付を受ける際に医療機関に支払う一部負担金を一般被保険者と同様の3割に改正す

るものであります。その内容につきましては、資料7の国民健康保険条例新旧対照表にご説明申し上げます。ご用意をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

第4条の一部負担金でございますが、退職被保険者については、従前第5号及び第6号で書かれておりますように、本人が2割、被扶養者が入院の場合2割、外来の場合は3割とする3区分であったものを、今回の改正により負担割合が3割に統一されたことに伴い、第5号と6号を削除し、第1号において3歳未満の2割負担、70歳以上の原則1割を除く、年齢区分としては3歳から69歳までの退職被保険者を含むすべての被保険者については、3割負担とする内容に改正するものでございます。なお、附則としましては、この条例の施行期日は平成15年4月1日からでございます。また、改正後の海田町国民健康保険条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療費について適用し、同一前に受けた医療についてはなお従前の例によるものでございます。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）退職被保険者のこれまでの負担額、これは、今は本人が2割、それと家族の入院が2割ということですよ。じゃ、外来の場合は、多分今3割だと思うんですがこれが一律3割になるということなんですか、どうですか。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）先ほどご説明申し上げましたけど、本人の場合はすべて外来、入院とも2割でございます。被扶養者の場合は、入院の場合は2割でございますが、外来の場合は3割というふうな一部負担金の割合になっております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論がありますか。討論があれば許します。討論があるようでございますので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中君。

○16番（佐中）第6号の議案に反対の立場から討論を行います。

4月から本人、家族とも窓口の3割負担、これは保険料を賞与からも徴収をするということで、既に今年、昨年10月は、原則1割が患者負担でありましたけれども、定率1割ということで、一定以上の所得者は2割というように大きく変更され、さらに今回、

本人が2割が3割になり、家族の入院、これが2割が3割になります。こうしたことから、現在、日本全国で健康保険を本人3割負担の凍結を目指す大きな運動という流れが起こっております。これは医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など医療関係者を挙げての取り組みが今全国で行われております。私どもは、こうした長引く不況のもとでますます健康が脅かされようとしておるこの議案に対して、反対の意を表明をして討論を終わります。

○議長（河野）続いて、賛成討論を許します。西山君。

○8番（西山）8番西山です。第6号議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

先進国アメリカにおいても国民全保険という制度はございません。しかし、日本は国民全保険制度にという大変恵まれた制度がございます。この厳しい状況の中で厳しい判断をせざるを得ませんが、各保険制度は赤字で、このまま行くと破綻をしてしまいます。現在までも、国民保険に加入している方々は3割負担でずっと来ております。この不況の中で、全人類といいますか、国民が3割負担、子どもたちを除いて3割負担の負担をするというのは当たり前のことだと考えております。よって、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたしました。

○議長（河野）ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立による採決を行います。お諮りいたします。第6号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、第7号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第7号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（貝原）第7号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料8の海田町ひとり親家庭等医療費支給条例新旧対照表をご覧ください。第3条第1項第1号につきましては、根拠となる母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、条番号が変更するものでございまして、その取り扱いや要件に変更を来すものではございません。なお、この条例の施行期日は、平成15年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、第8号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第8号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。水道事業者が貯水槽水道の設置者に適正な管理の履行を求める等の関与を行い、その管理の徹底を図るとともに用語の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）それでは、内容についてご説明いたします。ビルやマンションなど受水槽を介して給水しています貯水槽水道の衛生管理につきましては、水道法に基づく規制によって関与されておりますが、水道法の規制の対象にならない小規模な貯水槽水道においては、定期的な水槽の清掃など適正な管理が十分にされていないものもあり、水質の劣化や衛生上の問題が発生していますことから、改正されました水道法第14条第2項第5号の供給規程において、水道事業者の供給規程、町の給水条例に当たるものでご

ございますが、この中に貯水槽水道に関して水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を適正かつ明確に定めておくこととなりましたので、今回新たにこの条項を追加するとともに用語の整備を行うものでございます。資料9の新旧対照表によって説明を行いますので、ご準備をお願いいたします。

1ページの第3条、18条、19条、2ページの第29条は字句の訂正で、消火せんの「せん」を漢字の「栓」に、「1に」を「いずれかに」各々変えるものでございます。次に、貯水槽水道の管理に関する町長の責務を第34条の2として新たに加えるもので、町長の責務として、第1項で貯水槽水道の設置者に対して貯水槽水道の管理に関して必要があると認めるときは、指導、助言及び勧告を行うものでございます。2項で貯水槽水道の使用者に対して、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものでございます。次に、貯水槽水道の設置者の責務を第34条の3として新たに加えるもので、貯水槽水道の設置者の責務として、1項では受水槽の有効容量が10立方メートルを超える簡易専用水道の設置者に対しては、法の定めるところにより水槽の掃除など適正に管理し、管理状況の検査を受けることを義務づけています。第2項で、簡易専用水道以外の小規模受水槽の設置者に対しては、海田町給水条例施行規程の管理基準で簡易専用水道と同じように水槽の掃除など適正に管理し、管理状況の検査を行うよう努めなければならないとすることでございます。次に、38条は字句の訂正で、「1に」を「いずれかに」変えるものでございます。なお、この条例は、平成15年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかり質問いたします。この条文の34条の2、その前の34条との関係もあるわけですが、町長は水道の管理上、必要があると認めるときはというのが34条なんです。34条の2では、町長は貯水槽水道、これは今説明があったと思います、法の14条2項の第5号に定義がございすけども、の管理に関し、必要があると認めるときはと、この必要があると認めるときはというのは、34条では給水装置を検査し、異常がある場合はと書いて、適当な措置を指示することができるとなっているんですけど、今回の改正文の34条の2では、その給水装置を検査し、異常がある場合はというようなことではないわけですが、これは認めたときというのは、貯水槽水道の場合はどうして認める、定義が、認めるのかどうかをそしてその判断基準はどうなのかということ

町長にお尋ねします。

それから、この条例の第22条で水質検査のことを言っているんですけど、この貯水槽水道については水質検査のことは全く関係ないのかということが第2点。

それから、条例38条との関係で過料の規定がございます。これについて34条の2では、今説明がありましたように、指導、助言及び勧告を行うものとするといつて、これに従わなかった場合は何か罰則を考えておられるのか。

それから、第42条、この条例の第42条に委任規程がありまして、この条例の施行について必要な事項は町長が別に定めるといふのがありますが、今まで質問したことも含めて別に定められるのか、規定がございますけども、それとの関係を、この4点をお願いいたします。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）1点目の必要があるときの判断基準ということでございますが、これにつきましては検査、水質等に異常があった場合、そのようなときに、適正に管理していない場合、そういう場合に必要が出てきて、指導なりを行う、指導、助言、勧告を行うということでございます。

それから、水質検査でございますが、今の受水槽の水質検査につきましては、今の簡易専用水道につきましては法律によって1年以内ごとに1回の検査を受けることを義務づけております。しかしながら、簡易専用水道以外の小さな10立方メートル以下のものについては、今までそういうものがございませんでしたので、今回この条例により、同じように検査を受けることに努めなければならないということにしておるものでございます。

それから、過料でございますが、これはあくまでも供給者の立場でございまして、厚生労働省からの見解もありまして、たとえ検査などを行っていない場合でも、給水停止などの制裁を行うものではないという通知が来ております。

それから、42条ですが、別に定めるといふものについては、今の条例の供給規定によって今の管理基準などを決めております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）質問の趣旨がちょっと言葉足らずでわからなかったかと思うんですけど、町長が必要があると認めるときはというのは、34条では給水装置を検査し、異常がある場合はということで、わかるわけですね。大体必要と認めたときというのが大体わかっ

てくるんですけども、34条の2の方の貯水槽の場合は、給水装置の検査とか異常がある場合とかいうことがないわけです。だから、どうしても必要があると認めたときはというのが出てくるのかということ、その判断基準についても、指導、助言及び勧告を行うということとどうつながってくるのかという点で質問したわけで、34条との間でかなり誤差があるわけですね、表現に。その辺はどうなのかということです。

それと、水質検査の関係ですけど、水質検査のことも全然ふれていないわけですよ。貯水槽水道については何もふれていないので、その辺はどうなのかということを知っているわけ。貯水槽設置者から請求があった場合は、やっぱり水質検査をやるのかどうか、何も書いていないけど、そういう質問をしたわけです。

それともう一点、今説明がありましたけど、簡易専用水道の場合には、ここの34条の3にありますように、一番最後のところに及びその管理の状況に関する検査を受けなければならないになっているわけです。けども、簡易専用水道以外の場合には、検査を行うよう努めなければならないと表現が違うんですよ。その辺は何を意味するんでしょうかということを知っているわけ。片方は検査を受けなきゃならないんだから、強行規定ですからね、これを受けなければ罰則を食うわけですけど、同じ強行規定でありながら、検査を行うよう努めなければならないとややこしいこと書いてあるわけです。これも強行規定だから努めなげきゃならないのであれば、やっぱり検査を受けなきゃならないのとどう違うんかということ、そういう点について、町長はどのように考えておられるんかということ、それは別に定めるところで、規定の方に定めるんでしょうかという総くくり的な意味で最後に質問したわけです。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）34条の3の違いでございますが、簡易専用水道、受水槽の容量が10立方メートル以上のものについては、水道法によって検査を受けることを義務づけられておりますが、それ以下のものについては、今までと違いますか、法律の中では検査を義務づけるものはありません。したがって、今回条例の改正の中で、10立方メートル以下のものについては法律にないものを条例で行わなければならないということはできませんので、努めなければならないという形にしているものでございます。

それと、3項の中で、別に定めるところによりということ小規模の受水槽についてはうたってありますが、それについては海田町の水道条例の施行規程の中でどういう形で管理をしなければならないというものを詳細に上げております。その中で、供給規程

の中では専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、広島県飲用井戸等衛生対策推進要領の定める基準に基づいた管理、検査に努めなければならないということで、県の要領がございまして、その中で具体的に1年以内に検査を行うこととかいうものがうたってございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）最後の質問をいたします。34条の2でたびたび申し上げますように、貯水槽水道の管理に関し、必要があると認めるとき云々と書いてあって、町長は指導、助言及び勧告を行うことができるものとなっているわけです。もし、これに違反したらどうなるのか、何も出てないわけです、ここには。それと、34条の3の貯水槽水道の設置者の責務という条項があります。もし、それに違反した場合はまたどうなるのか、その2点。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）違反した場合でございますが、先ほども申し上げましたように、厚生労働省からの見解が示されておりまして、あくまでもそれを守らないからといって給水停止などを行うようなことはしてはいけないという通知がございまして、守らないものについても、あくまでも町としては指導ということで行っていくこととございます。

○議長（河野）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第10、第9号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第9号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算（第4号）。平成14年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、県道森島西谷線及び海田臨港線の県事業負担金

の減額、国の補正予算に伴い増額する海田総合公園整備事業用地購入費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ5,239万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,177万円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田） それでは、平成14年度海田町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の平成14年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。

まず、8ページをお開きください。8ページでございます。総務費の総務管理費の財政管理費の積立金でございますが、ペイオフ解禁により全額保護対象の普通預金で運用したことによる預金利息の減少に伴い、財政調整基金等、利息合わせて42万3,000円を減額するものでございます。交通安全対策費の工事請負費でございますが、海田市駅利用者自治会から駐輪機を引続き使用できることになったことにより、駐輪機設置工事費1,402万7,000円を減額するものでございます。

次に、選挙費の県議会議員選挙費につきましては、選挙期日が確定したことに伴い、選挙費用を減額する必要性が生じたため、職員手当等23万1,000円の減額、賃金4万7,000円の減額、需用費48万8,000円の増額、役務費117万5,000円の減額、委託料3万5,000円の減額をするものでございます。

次に、9ページの民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金でございますが、障害者家庭等の上下水道料の減免申請が当初見込みより少なかったことによる執行残280万円を減額するものでございます。同和対策費の負担金補助及び交付金でございますが、修業資金補助金の申請がなかったことにより74万4,000円を減額するものでございます。老人福祉費の負担金補助及び交付金でございますが、エバーグリーンホームやたかね荘などからの社会福祉法人等利用者負担額減免助成費補助金の申請がなかったことにより276万円を減額するものでございます。貸付金につきましても、利用者がなかったことによる高齢者住宅整備資金貸付金420万円を減額するものでございます。償還金利子及び割引料でございますが、平成13年度在宅福祉事業費の額の確定に伴い、補助金の返還金として171万2,000円を増額するものでございます。老人福祉センター費につきましては、歳入の財産収入で計上しております地域福祉基金利子等の減少に伴う減額分を一般財源で補うため、財源振りかえをするものでございます。

次に、心身障害者福祉費の委託料につきましては、利用者の減による訪問入浴サービス事業委託料の執行残として60万円を、措置費用単価の減額による身体障害者更生援護施設等措置委託料の執行残として50万円を、利用者数の減による身体障害者デイサービス事業委託料の執行残として635万1,000円を、進行性筋萎縮症者措置委託料の執行残として42万3,000円をそれぞれ減額し、合わせて787万4,000円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金でございますが、小規模作業所の通所者の減による心身障害者就労促進事業補助金の執行残160万円を減額するものでございます。貸付金でございますが、利用者がなかったことによる身体障害者住宅整備資金貸付金420万円を減額するものでございます。償還金利子及び割引料につきましては、平成13年度在宅福祉事業費の額の確定に伴う補助金の返還金として20万6,000円を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。福祉医療費の償還金利子及び割引料につきましても、平成13年度の福祉医療費の額の確定に伴う補助金の返還金として45万4,000円を増額するものでございます。

国民健康保険事務費の繰出金につきましては、国民健康保険税の軽減額、世帯が当初見込みより下回ったことにより、国民健康保険特別会計への繰出金1,127万4,000円を減額するものでございます。

次に、児童福祉費の保育所費の負担金補助及び交付金につきましては、私立保育所特別保育事業の補助基準額が減額となったことや、年度途中に入所した児童が障害児認定を受けたことによる障害児保育事業費の増額、また乳児の入所児童数が大きく減少した私立保育所において、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくするための乳児保育促進事業に該当したことに増額、合わせて228万9,000円を増額するものでございます。

次に、衛生費の保険衛生費の公害対策費の負担金補助及び交付金につきましては、広島県清港会が予定をしていた清掃船の建造が国庫補助の不採用により中止となったことによる84万円を減額するものでございます。予防費の委託料につきましては、乳幼児の予防接種件数が予定より少なかったことや、高齢者インフルエンザ予防接種の受診者の割合において、町負担の必要な免除者分が少なかったことによる予防接種委託料560万円の減額と、基本健康診査委託料につきましては、医療機関分における検査の減に伴う減額240万円、合わせて800万円を減額するものでございます。母子保健費の委託料につきましては、乳児一般健康診査の受診者数の減に伴い200万円を減額するものでございます。

次に、11ページの清掃費のじんかい処理費の委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務や大型ごみ収集処理業務などの諸業務委託料の入札執行残として640万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、額の確定による広域不燃物最終処分場負担金の執行残1,679万2,000円の減額と、地元対策事業負担金などの額の確定によるごみ焼却場事業負担金の増額888万9,000円、合わせて790万3,000円を減額するものでございます。

次に、農林水産業費の林業費の治山費の工事請負費につきましては、小規模崩壊地復旧事業の入札執行残として550万円を減額するものでございます。

次に、土木費の土木管理費の土木総務費の委託料につきましては、水路現況図作成業務の執行残として300万円を減額、また町道整備計画概略設計業務の入札執行残として400万円の減額、合わせて700万円を減額するものでございます。

道路橋りょう費の道路維持費の工事請負費でございますが、道路改修工事の後退線分執行残の減額と、12ページをお願いいたします、町道1号、255号、259号線道路舗装補修工事の入札執行残の減額、合わせて364万円を減額するものでございます。

次に、道路新設改良費の工事請負費でございますが、町道6号、8号、9号線の道路改良工事の入札執行残として887万円を減額するものでございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費の委託料につきましては、海田町地形図修正業務の入札執行残として400万円を減額するものでございます。繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金5,831万8,000円を減額するものでございます。

次に、駅前整備費の委託料につきましては、基準地積の決定に期間を要したことにより公共用地の確定がおくれたため、今年中の執行が困難になったことによる海田市駅南口土地区画整理事業実施計画（第1回変更）作成業務の未執行や区画整理事業内の都市計画道路の舗道等公共施設をグレードアップするための海田市駅南口ふるさとの顔づくりモデル事業集景設計作成業務につきましては、この事業で予定をしておりました舗道のグレードアップ等が制度改正によりまちづくり総合支援事業での補助対象にはなりませんが、補助採択を受けるための地区計画の策定は地元の合意形成が必要であり、現段階では補助採択を受けることが困難なため減額するものでございます。海田市駅南口土地区画整理事業換地設計割り込み業務、以下13ページにかけての6業務につきましては、入札執行残でございます。

次に、補償補てん及び賠償金につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業に伴う

物件移転補償費の執行残として643万円を減額するものでございます。

次に、街路事業費の工事請負費でございますが、新開蟹原線道路改良工事の執行残として580万円を減額するものでございます。

負担金補助及び交付金でございますが、森島西谷線道路改良事業負担金につきましては、事業費の清算により2,100万円を減額し、海田臨港線道路改良事業負担金につきましては、自衛隊官舎の移転が防衛庁との調整に時間を要し、14年度事業費が減少したことにより700万円を減額するものでございます。

次に、公園費の賃金につきましては、海田総合公園に職員1名を配置したことにより、1名分の臨時職員賃金166万4,000円を減額するものでございます。需用費につきましては、海田総合公園の電気代や水道代の光熱水費の執行残として130万円を減額するものでございます。公有財産購入費につきましては、国の経済対策に伴う補正予算に伴い、海田総合公園の用地を前倒しで購入することによる3億円の増額でございます。補償補てん及び賠償金につきましても、国の経済対策に伴う海田総合公園用地購入に係る物件移転補償費として200万円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。河川費の排水路費の工事請負費につきましては、曾田地内水路改修工事と中店樋門改修工事の入札執行残として261万円を減額するものでございます。河川費の工事請負費につきましては、瀬野川河川整備事業の入札執行残として150万円を減額するものでございます。砂防費の工事請負費につきましても、急傾斜地崩壊対策事業の入札執行残として357万5,000円を減額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の備品購入費につきましては、消防機器としての小型動力ポンプの購入にかかる入札執行残63万円と、消防車両としての小型積載車の購入にかかる入札執行残339万円、合わせて402万円を減額するものでございます。常備消防費の負担金補助及び交付金につきましては、人件費にかかる経費が当初予算より減額となったことによる海田地区消防組合負担金の執行残として1,142万1,000円を減額するものでございます。

次に、15ページの教育費の小学校費の学校管理費の委託料につきましては、15年度に建替え予定の海田小学校給食室建替え事業実施設計業務委託料として308万円を増額するものでございます。

中学校費の教育振興費の扶助費につきましては、対象者の増により、要・準要保護生徒就学援助費として93万8,000円を増額するものでございます。

次に、公債費の利子の償還金利子及び割引料につきましては、平成13年度債の借入額が見込みより少なかったことや、一時借入金を行わなかったことにより759万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明をいたします。1ページをお願いいたします。1ページでございます。まず、町税の町民税の法人の現年課税分でございますが、景気低迷により553万3,000円を減額するものでございます。利子割交付金でございますが、県からの交付金見込み額の通知により1,033万8,000円を減額するものでございます。

地方消費税交付金につきましても、交付見込み額の通知に伴い3,495万6,000円の減額でございます。

自動車取得税交付金につきましても、交付見込み額の通知に伴い411万8,000円を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。分担金及び負担金の負担金の民生費負担金負担金の障害者福祉費負担金でございますが、所得階層区分変更による進行性筋萎縮症者措置費個人負担金の増46万1,000円を増額するものでございます。

農林水産業費の負担金の治山費負担金につきましては、事業費の減額に伴い小規模崩壊地復旧事業個人負担金を137万5,000円減額するものでございます。

土木費負担金の河川費負担金につきましても、事業費の減額に伴い急傾斜地崩壊対策事業個人負担金を89万4,000円減額するものでございます。

使用料及び手数料の手数料の衛生手数料の清掃手数料につきましては、昨年12月から安芸クリーンセンターの事業開始に伴い、可燃物ごみ処理手数料を安芸クリーンセンターで徴収することになったことに伴い、一般廃棄物処理手数料710万円を減額するものでございます。

国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の児童福祉費負担金につきましては、保育所入所者数の増による保育所運営費負担金473万4,000円を増額するものでございます。保険基盤安定負担金につきましては、国保税軽減世帯が見込みより下回ったことにより、保険基盤安定負担金を563万7,000円減額するものでございます。

次に、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金につきましては、健康診査などの受診者の減に伴い、老人保健事業費等負担金を60万円減額するものでございます。

3ページに移りまして、国庫補助金の民生費国庫補助金の障害福祉費補助金につきましては、利用者の減に伴う身体障害者デイサービス事業補助金391万9,000円を減額する

ものでございます。老人福祉費補助金につきましては、エバグリーンホームやたかね荘などからの社会福祉法人等利用者負担額減免費用助成費補助金の申請がなかったことに伴い138万円を減額するものでございます。

次に、都市計画事業費の国庫補助金の公園事業費補助金につきましては、国の経済対策に伴う補正予算に伴い、海田総合公園の用地を前倒しで購入することによる海田総合公園整備事業費補助金として1億円を増額するものでございます。

次に、教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、対象者の増に伴う要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助金として17万円8,000円を増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の児童福祉負担金につきましては、保育所入所者数の増による保育所運営費負担金236万7,000円を増額するものでございます。保険基盤安定負担金につきましては、国保税軽減世帯が見込みより下回ったことによる保険基盤安全負担金を281万8,000円減額するものでございます。

衛生費負担金の保健衛生費負担金につきましては、健康診査などの受診者の減に伴い、老人保健事業費等負担金を60万円減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金でございますが、就業資金補助金につきましては、申請がなかったことにより64万3,000円を、心身障害者就労促進事業費補助金につきましては、小規模作業所の通所者の減により80万円を、進行性筋萎縮症者措置費補助金につきましては、個人負担金の増により66万3,000円を、社会福祉法人等サービス利用者負担額減額費用助成費補助金につきましては、エバグリーンホームやたかね荘などからの社会福祉法人等利用者負担額減免費用助成費補助金の申請がなかったことにより69万円を、身体障害者デイサービス事業補助金につきましては、利用者の減により196万円をそれぞれ減額し、合わせて475万6,000円を減額するものでございます。

次に、農林水産業費補助金の林業費補助金につきましては、小規模崩壊地復旧事業費補助金300万円を減額するものでございます。

土木費補助金の砂防費補助金につきましては、事業費の減に伴い、急傾斜地崩壊対策事業費補助金337万6,000円を減額するものでございます。道路新設改良費補助金につきましては、施工内容の変更により、県の補助採択基準に該当しなくなったことによる町道6号線道路改良事業費補助金90万円を減額するものでございます。

次に、県支出金の県委託金の総務費委託金の選挙費委託金につきましては、県議会議

員選挙の執行期日が確定したことにより100万円を減額するものでございます。

次に、財産収入の財産運用収入の利子及び配当金につきましては、ペイオフ解禁により全額保護対象の普通預金で運用したことによる預金利息の減少に伴い、財政調整基金等利息、合わせて50万2,000円を減額するものでございます。

次に、繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、工事請負費などの執行残等の整理により804万7,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金を910万3,000円増額するものでございます。

次に、町債の総務債の自転車等駐車場整備事業債につきましては、海田市駅利用者自治会から駐輪機を引続き使用できることになったことに伴い1,630万円を減額するものでございます。

民生債の福祉住宅整備資金貸付事業債でございますが、障害者及び高齢者住宅整備資金貸付事業の利用者がなかったことにより、合わせて840万円を減額するものでございます。福祉施設整備事業債につきましては、仮称海田町老人福祉センター建設事業の今年度事業費の確定に伴う50万円の増額でございます。

6ページをお願いいたします。土木債の道路整備事業債につきましては、事業費の清算等による起債対象事業費の変更による増減額合わせて6,590万円を減額するものでございます。

公園整備事業債につきましては、国の経済対策に伴う補正予算に伴い、海田総合公園の用地を前倒しで購入することによる2億円の増額と、当初予算で予定をしていた公園整備事業債事業費の変更等により2,340万円の減額、合わせて1億7,660万円を増額するものでございます。

次に、都市計画事業債につきましては、連続立体交差事業の14年度補助事業費の確定により970万円を増額するものでございます。

次に、河川整備事業債につきましては、14年度に申請された事業債を充てることにより起債充当率が75%から90%に変更となったため、190万円を増額するものでございます。

次に、水路整備事業債につきましては、事業費の変更による増減額合わせて370万円を減額するものでございます。

次に、消防債の消防防災施設整備事業債でございますが、小型動力ポンプ積載車整備

事業、小型動力ポンプ整備事業につきましては、事業費の変更によりそれぞれを減額し、消防庫建替え事業と前進基地局無線機整備事業につきましては、起債事業に該当しないことによる減額、合わせて2,020万円を減額するものでございます。

次に、7ページの減税補てん債につきましては、減税補てん債発行許可額の確定による280万円の減額でございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債発行可能額の改正が行われ、人事院勧告による給与関係経費の減額について、臨時財政対策債を縮減することとなったため、3,500万円を減額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明をいたします。議案の方、お願いいたします。議案の5ページでございます。議案5ページの第2表、繰越明許費補正につきましてご説明をいたします。まず、民生費の児童福祉費の海田児童館広場及び駐車場整備事業でございますが、墓標移転対象者のうち、一部の方の移転が年度内に終了しないと見込めるため、海田児童館建設設置工事費、用地購入費及び移転補償費、合わせて1,116万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、土木費の都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県において用地交渉が行われておりますが、用地売買契約に伴う履行が年度内終える見込みがないため、負担金の一部1,250万円を繰り越すものでございます。海田市駅南口土地区画整理事業につきましても、用地売買契約に伴う年度内での土地の引き渡しが困難となったため、用地買入、用地購入費及び移転補償費2,317万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、新開蟹原線道路改良事業につきましても、県の移転が年度内に終える見込みがないため、用地取得費及び移転補償費合わせて3,910万円を繰り越すものでございます。

次に、海田総合公園整備事業につきましては、海田総合公園の用地を前倒しで購入することとしておりますが、そのうち一部物件の移転が年度内に終える見込みがないため、用地購入費及び移転補償費合わせて3,000万円を繰り越すものでございます。

次に、教育費の小学校費の海田小学校給食室建替え事業につきましては、平成15年度中に建替え工事を完了するためには実施設計業務前倒しで実施する必要があるため、実施設計業務委託料308万円を繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正についてご説明いたします。ここにお示ししておりますように追加を1件、7ページに移りまして、廃止を8ページにか

けまして9件、それから9ページから13ページにかけまして変更17件、合わせて25件を計上しております。内容につきましては歳入でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。以上で、平成14年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中君。

○16番（佐中）まず、資料の7ページ、臨時財政対策債のことですけれども、地方交付税の減額によってこれを補てんするというので3年間の計画の中で実施されておるわけですが、先ほど私の聞き漏れかもしれませんけれども、国の施策の変更というように、私、意味はとったんですけれども、なぜこんなに減額をされたのか、その中身についてお尋ねをするものです。

それからもう一つ、11ページの衛生費、けさほど来、助役が安衛管の議員として入っておられて、地元対策費の問題で町長の行政報告にもありましたけれども、助役のそういう発言の中で、地元対策について節約をし、またむだのないそういうことで認めたという発言を私は先ほど聞いたわけですが、地元対策費の中で、もちろん来年度の予算にも組みまれておりますが、今年度この790万の減額をしておると、その上にもありますけれども、どれほどの金額でそこに地元対策として組んで執行されるのか、これをお尋ねをする。

もう一つ、14ページ、非常備消防費の問題で減額をされておるんですが、これまで我々の主張もあって、執行部がかなり努力をされて、消防団は今かなりの活力を持ってやっておられる。努力されたことは私は評価しますが、例えば合併をするということになれば、町内放送が廃止されるということで、今新しく買われた軽自動車には無線機がついていないというふうに私は記憶をしておる。そうすれば、いろんな災害が起きたときに、町内放送はない、80から100ぐらいの無線機が貸与されるというようには聞いておりますが、これだけ余るのであれば、なぜそういう救急自動車に対して無線機を設置されないのか、私は非常に疑問に思うんですが、それはなぜなのか、この3点をお尋ねします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）まず、資料の7ページの臨時財政対策債の減額の件でございますけど、これにつきましては先ほど申しましたとおり、今回につきましては、国におきまして公

務員の給料の削減を行ったと、それに伴って財源が浮いてくると、それに伴って各自治体におきましても給料の減額が出てくるということを踏まえて、それに伴う基準財政需要額が減ってきたと、それに伴って、それを本来であれば交付税としてはね返ってくるものが、はね返ってこなくなったということで臨時対策債が減額ということであります。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）衛生費のごみ焼却事業に対する地元対策費についてですが、今回補正に上げております事業は、北新地運動公園整備事業として事業費1億1,025万円のうち、一般財源部分の4,083万8,000円、それと亀石地区道路河川等整備事業631万1,000円の事業を実施されております。これについての一般財源部分4,714万9,000円について、4町でそれぞれの負担割合に応じて負担しております。今回補正予算に計上しております額は、海田町分が1,203万1,000円でございます。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）無線機の設置の件でございますが、本年度で携帯無線を7台購入しております。これの有効利用を図りたいということで調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）ごみの対策問題、地元対策、この間、全員協議会の中で説明を受けたのは9億と、9億何がしがありましたね。その中で、全員協議会の議員の中では、かなりの方が不満を持ってそういう発言をされて、助役さんはその議員ですから、その意向を伝えたということでもありますけれども、条件ではないけれども賛成をしたと、条件をつけたということでもないけれども、そういう主張をして賛成をしたということになれば、私、最近耳にしたんですけれども、熊野町で広域ごみ、40数億のそういう迷惑料を提案するというのを聞いたんです。これが坂町でこのことを認めて執行すれば、当然熊野町はそのことを条件にして、前例を条件にして主張してくるんです。私は、これはこの間の安衛管の議会の中で修正するべきだったと、このように思うんですよね。だれが見ても、言葉悪いけれども、ぼったくりというような、そういう印象を非常に私は強く受けるんですよ。本当にこれで町民が納得できるのかどうか、知らせてないからわからないというのもあるんですね。けれども、議員は大体その状況をわかっておるんですね。私は、もうちょっとこれは改善せないかん、このように思うんですが、非常に私はこの問題で、対応が執行部の方がまずかったと。議会開かれる二、三日前に全員協議会

を開いて説明すること自体が間違いですよ、これは。当初からこういう条件のもとで安芸クリーンセンターをつくる、あるいは広域のごみの土砂、がれきの捨て場をつくるという、こういうすべての計画のもとでこれを実施せんかったら、国や県の補助があるから大型焼却場をつくる、これを全面に出して、我々議員の方には提案をしながら、最後になってこういう結果になること自体が、私は町のやり方がまずいし、議会としてもやっぱりこれは是正せないかんというように思うんですよ。この地元対策について、今幾らか言われましたけれども、対応がまずかったせいもあるんですが、修正ということにはならないのか、執行部そのものが安衛管の議会に対して修正あるいは執行の凍結、これをお尋ねいたします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）広域ごみ処理施設の地元対策事業でございますけれども、確かにこの地元対策費につきましては、地元の自治体のことも勘案しながらやってきたわけなんですけれども、その辺議会への報告がおくれたという点については、不適切な面があったというように私思っております。反省しておるところでございます。しかし、この内容につきましては、地元住民の方々の意向等も配慮しながら、また因果関係等につきましても考慮して、地元対策として妥当なものかどうか、あるいは額自体が妥当なものかどうか等々についても、いろいろ検討しながら決めたものでございます。それで、私としては先ほど報告で申し上げましたとおり、議会の議決に当たっては修正ということではなくて、その妥当性はあるということでございますので、私個人としてはあると考えております。したがって、議決に当たっては、その執行についてむだのないようにやっていただくようお願いなり、あるいは補助金とか起債とかを十分活用するようという要望といたしまししょうか、依頼をしてやったわけでございます。確かにご指摘のとおり、議会への報告が大変おくれたということにつきましては、反省をしておるところでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）この間の全員協議会で、熊野町で40数億の地元対策というのが、知っておきながらなぜそれが報告されなかったのか、私はいろいろなところから聞いたんですけども、もう既に執行部の方は坂町が9億、聞くところによると20何億というのが出てそこまで減額をしたというような話も聞きましたが、それにしても僕らから見ては常識のない大きな金額であり、もっと常識のないそういう金額、熊野町にそういうのがあ

る。坂を認めれば、熊野も当然主張してきますから、あわせて報告すべきだったと思うんですよ。なぜそれができなかったのか。恐らく40何億の迷惑料、地元対策費は知っておったと思うんですね。私もよその議会から聞きましたから、一緒に報告があったというのを聞きましたから、その議員は多分、あるいは管理者は知っておったと思うんです。それをなぜしなかったのか、お尋ねする。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）熊野町の地元対策について40億というようにお話でございます。これにつきましては、13年の8月に熊野町から最初の地元対策事業の提出がございました。ただ、地元対策、やはりその内容について、その事業が地元対策として妥当なものかどうか、あるいは額が妥当なものかどうかというところを我々としてもいろいろと検討をしておりますけれども、ただ構成市町の地元対策に対する見解に大きな差がございます。したがって、今、溝といいましょうか、そういうものが埋まっていないという事実がございます。したがって、我々としては、これは決着していない。特に広域ごみと比較しましてどこが違うのかといえますと、広域ごみについてはもう既に建設事業に着手しておりますけれども、これについてはいまだ着手をしていないということでございます。これにつきましては、いろいろと早い時期に決着をしたいということで、いろいろ協議を今、早急に詰めておるところでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。歳出の8ページ、駐輪機の件ですけれども、ただで借りていらっしゃるようですけれども、いつまでこういう状態が続くのかということと、それから中古であっても安ければ、こういう費用を使わなくても済むわけですから、買い取りの意思がないのかということと、それから駅前自転車自治会ですか、それとまだ海田町は何らかの形で関係といえますか、そういうものはあるのでしょうか。

それと、13ページ、海田総合公園ですけれども、3億という費用ですけれども、購入する広さ、土地の広さと場所はどのあたりでしょうか、決まっているのでしょうか、質問します。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）駐輪機の件でございますが、一応引き継ぎという形で駐輪機をそのまま使っておるものでございます。正式な寄附ということでなくて、無償で借りているという状態でございます。それから、買い取りの意思があるかどうかなんですけれども、これは

4月以降、解散について何度も交渉いたしておる中で、その過程の中で、この駐輪機も解決されるべきというふうに判断をいたしておりまして、現段階では買い取りの意思というものは持っておりません。それから、関係の問題でございますが、先ほど来申し上げております6回ぐらい交渉して、規約に基づく適正な解散を、書類においても提出いたしておりますし、先般も話し合いを持ちまして、何とか適正な解散をしていただくようずっと交渉をしております。これからもその働きかけは続けていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）3億円の購入の広さですけれども、約1.2ヘクタール、場所につきましては、キャンプ場の入り口付近から最初の調整地ができておるところがありますけれども、その区間の道路確保に係る隣接した公園区域と、それから第2駐車場の一部について購入する予定でございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）自転車自治会から無償で借りているということは、やっぱ世話になっているということですよ、嫌でも。そうしますと、駐輪機を撤去して、ちゃんと海田町は海田町で新しく設置したらいかがですか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）予算を減額した1つの状況ですが、4月から引き継ぎまして、どのぐらいの駐輪機が要るか、いろいろな状況を確認いたしておりました。決して我々町としましては、そのまま使っていることを借りをつくっているという思いはございません。途中で引き上げれるなら引き上げてくださということも申し上げておりますし、ただ実態的に他に転用できないということでそのまま使えるということで、解散のお話の中で引続き交渉して、いい結果になるように努力したいと思っております。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）11番、原田です。先ほどの佐中議員の質問についてなんですけれども、いわゆる坂町に安芸クリーンセンターが建設されたあとでもって、そういう地元対策費の話が出ましたけれども、時系的にというか時間的にどのぐらいの位置で、今9億2,600万の話がありましたけれども、もっと膨大な数字が出たろうと思います。地元の坂町、それから坂町の議会にしても、何とかしていただいて、もっと地元をよくしてほしいなという気持ちはあるだろうと思うんです。今の安衛管の会議の中で、皆さんが

それぞれ賛成をされて、覚書までできていると。この覚書について、坂町も含めて府中町、熊野町、それから海田町、報告が全協であったわけですがけれども、府中、それから熊野あたりの全協における話しぶり、それから議員さん方のお考えということについて、情報があるのかどうかをちょっとお尋ねしたい。この前の海田町の全員協議会ではかなり反対という意見、厳しい意見が出ていましたけども、仮に府中も熊野も議会の方がもし了承しておるようなことであれば、海田町、それから海田町の議会が、これを今からどうするかということができののだろうか、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）地元対策についての協議は、当初13年の5月に坂町から地元の要望として取りまとめが行われまして、その要望が提出されて、地元対策についての妥当性とか金額とかいう協議を重ねてまいりまして、最終的に前回の全員協議会の方でも説明させていただきましたが、当初28億3,000万円余りの金額が出てきたものを最終的には9億2,600万という数字まで持っていきまして合意したわけです。この合意について構成町である府中町、熊野町については、当然地元の坂町も含めまして、地元の議会に帰りまして、全員協議会等で説明をされております。坂町は地元ですので、地元ということもありまして、もっと額の増額というふうなことも意見が出てきたらしいのですが、それはこの9億2,600万という中での話で決着をつけておられます。それと、府中町につきましても全員協議会を開かれまして、説明を行われて、了承といたしますか、報告をされておると。これは組合で決定された事項なので、これは報告をするという立場で全員協議会の方で説明をされております。それと、熊野町につきましても、先ほどもちょっと話が出てまいりましたが、熊野の最終不燃物処分場の地元対策費の件がありますので、熊野町の議会に対しての全員協議会は行われていないというふうに聞いております。

（発言する者あり）

○保健センター所長（臼井）先ほども申しましたように、この組合の議決あるいは組合の予算の執行については、組合も1つの一部事務組合としての独立した団体でございます。当然、執行権、議会等を持ってその内容を、この件で言えば広域ごみの焼却施設の建設事業あるいは運営事業についてその権限を持って執行されているという部分ですので、独立した行政機関という考え方をしております。それについては、海田町の安芸地区衛生施設管理組合を当初設立したときから事務事業の内容、あるいは経費の負担方法に

については各町でこういうふうに定めますというふうなこと、これは各構成町の議会での承認を得て規約を定められておることでございます。その経費については義務的経費であると判断しております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）3点質問いたします。まず1点目は、資料の15ページ、教育費の要・準要保護生徒就学援助費ですけれども、当初予算で小・中何名を予定されておられ、今回の補正額93万8,000円は何名を予定の増額なのでしょう、まず1点。

2点目は、9ページの心身障害者福祉費の委託料で随分の委託執行残が出ておりますけれども、障害者への方への情報提供は十分であったのでしょうか。

3点目なんですけど、ちょっとこれ、特別会計を見ましても、公共下水道、国民健康保険税の一般会計からの繰出金が随分マイナスになっておりますけれども、じゃ、歳入では、どこの部分にマイナスが、当初では繰り出しになっていたと思うんですけど、それがどこの部分にマイナスになってそれが入ってきているのでしょうか、3点質問いたします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）15ページの中学校費の要保護・準要保護の補正でございます。当初見込み、小学校は22名、中学校は95名でございました。中学校につきまして、95名から108名に対象者が増加いたしまして、13名分増のそういう扶助費が不足するもので、補正をお願いするものでございます。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（貝原）障害者の福祉についてでございますが、訪問入浴サービスにつきましては3名予定していたところ、1名の方が身体障害者福祉施設に入所されたため1名減になったものでございます。それから、更生施設及び進行性筋萎縮症者措置委託料につきましては、個人負担額の減となっております。それから、一番大きな身体障害者サービス委託料の減なんですけど、これは広報かいたで2回掲載し、また障害者の団体等にも連絡はとっておりますが、実際は6月から実施計画をしておりましたが、実際の実施が事業所との調整がおくれましたため11月にずれ込み、このような大きな額になりました。ただし、当初5名予定しておりましたが、現在6名の利用がございます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）国民健康保険特別会計予算の繰出金の件でござい……。

○ 8 番（西山）後から担当に聞きますので、撤回いたします、3 問目は。

○ 議長（河野）桑原君。

○ 4 番（桑原）3 点ばかりお願いします。まず第 1 点は、この補正予算額でもって14年度補正予算額が全体で幾らになるんですか、それがまず第 1 点。

それから第 2 点は、繰越明許費補正の件でございますけれども、これは当然ご存じだと思っておりますが、予算の増額修正のところ、行政実例の昭和39年3月16日付で自治省行第37号の通達がございます。これを読みますと、修正の限界ということで、新たに事業を加えることは長の発案権の侵害になるものと解するというものと、事業の経費の金額を増額することは発案権の侵害にはならないものと解すると書いてあるわけです。それはご存じでしょう。それで、今ここに追加と書いてあるわけです。追加というのは、新たな事業を加える方に当たるのか、金額だけになるのかちょっとわかりませんが、その辺はどういうお考えなのかどうか。それで、39年の3月16日付の行政実例は廃止されております。それは52年10月3日に廃止されて、自治省行59号、知事あてで行政局長からの通達に変わっております。それによりますと、修正予算の限界は予算の内容規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体への財政運営における影響度等を勘案してやればよいみたいなことが書いてあるわけですが、大体一般的には39年の行政実例をそのまま踏襲しているわけです。それについて町長はいかにお考えなのかどうか、繰越明許費補正について、追加というのはどういう意味なのかどうか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

それから、これも当然決算上、出てくるわけですが、実質収支の関係です。ここに繰越明許費というのが、決算上は翌年度に繰り越すべき財源として形式収支からマイナスして実質収支が出るわけですが、この金額は翌年度に繰り越すべき財源に当たるのかどうか、どのくらい当たるのか、全部じゃないとしても、その辺をお尋ねしたいと思います。繰越明許費はその 2 点。

それから、今、佐中議員、原田議員からの質問がありましたように、3 点は坂町のごみの焼却場事業負担金のことでございますけれども、まず第 1 点は、説明の時期が、もちろん助役の説明もありましたけれども、どちらにしてもおかしいといえばおかしいし、議会をないがしろにしているといえばそう言えるわけですが、要は予算及び会計処理上こういうことができるのかどうか、これは13年度から始まっているわけですね、5 カ年計画で。それでまず第 1 点は、13年度のことについて云々というような説明があっ

たんですけれども、これは債務負担行為的な処理といえますか、予算上の処理が行われたものかどうか、何らかの継続費的なそういうようなことで、今、原田議員からも可能なかどうかというような話がありましたけれども、そういう点で、予算会計処理面の上で、手続きの上でこういうことができるのかどうか、行政主体と見なしているからそれはいいんだという説明もありました。でも、どちらにしても、このように議会にかけて議決権を行使するのであれば、ちゃんとした財政上の手続きが必要じゃないかということ。その辺はどうかということ。

それと第2点は、分担金にしる負担金にしる、受益に応じて金額を負担するわけです。あれは記憶違いだとあれなんですけど、多分、皆人口割で負担金を出していたと思うんです。坂町自体、熊野が出てきそうなんですけど、どちらにしても地元の受益というのは、ほかの3町村に比べて大きいと思うんですよ。それを一律に人口比率でもってやったということについて、疑問を生じておられなかったのかどうか。坂町のし尿処理の分まで含めてやっているような説明だったと思うんです。そういう点では、坂町が半分ではひどいとしても、4割ぐらいは、そういう考えが、普通は感じるんじゃないかと私は思うんですけど、その辺についてはどうか、この3点お願いします。

○議長（河野）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時から。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

第9号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算を続行いたします。桑原君の質疑に対する答弁から始めます。財政課長。

○財政課長（内田）まず1点目の当初予算と今回の補正に基づいて予算額の差でございますが、1億2,077万円の増額となっております。それから、繰越明許に伴う追加の云々ということがあったわけなんですけど、その繰越明許と申しますのは、その当該年度において執行できない見込みがある場合において、その財源をもって翌年度に持っていくことによって、翌年度で執行するということになりますので、予算額についての変更はないものと思っております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田） それでは、坂の焼却場の地元対策についてのご質問にご答弁申し上げます。最初の議員さんの皆様方に報告を行う時期の問題でございます。これにつきましては、先ほど助役の方からご答弁、ご説明申し上げましたように、今後は適宜適切にご報告、ご意見が聞けるような機会で、適宜適切にやっていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、坂が受益をというふうなお話でございます。いわゆる迷惑施設でございます。しかも、自分の町の可燃ごみだけではなく、構成団体4町、他の3町の可燃のごみがすべて搬入をされて、その地域、坂町内で燃焼をされるわけでございます。しかも、ダイオキシン対策について、新しい施設ですから、基準をクリアするため、十分その基準ができるような施設は施しておりますけれども、ゼロではないわけでありまして。そういうふうな状況の中で、しかも坂町におかれては、し尿に続いて2つ目の施設ということで、地元住民の皆さんの感情というのは、やはり構成団体としても十分しんしゃくする必要はあるかなというふうに思っております。その衝に当たられた坂の担当者の方も大変なご苦労されて地元で説明をされたわけでございますので、どうかその点についてご理解をいただきたいなと思っております。

それから、これは何回かふれましたけれども、しかもそうでありながらも、地元からたくさん要望が出た中で、ようやく我々も構成団体としてそれは全額要望をすべてというわけにいかないよというふうな協議の中で、長い間協議を重ねてきた結果の地元対策、これだけならこれはやむを得ることだろうというふうなことの数字でございますので、その点もごしんしゃくいただきたいと思うんです。海田町も1つ例を挙げますれば、町内で国信地域に清掃事務所を設けて、長い間それはとても愉快的なことではなかったと思うんです。そういうふうなこともご理解をいただいて、4町のごみがすべて搬入をされて燃焼をされるんだということも十分ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、ご質問のあった債務負担の問題と、それからもう一つ、負担の割合の問題につきまして、これにつきましては保健センター所長の方からご説明を申し上げたいと思っております。

○議長（河野） 保健センター所長。

○保健センター所長（臼井） ご質問の債務負担行為の件につきまして、会計処理上の問題があるのではないかとという質問でございますが、これにつきましては、管理組合と坂町

の間で交わされました覚書に基づきまして、管理組合の議会において、先月の21日に開会されました議会の中で債務負担行為補正予算で計上されております。組合の方での債務負担行為の計上ということで、当然これは事業年度、一応5カ年ということですが、起債等の借り入れが行われた場合は起債の償還終了までということになりますので、平成14年度から起債終了年度までの間で債務負担行為の設定をされております。

それと、地元対策費に係る各町の負担割合ですが、前回の全員協議会でも説明させていただきましたが、覚書の中で地元対策費の負担方法につきましては、平成14年1月1日現在の各町の人口割合、これは住民基本台帳人口プラス外国人登録人口でございますが、この合わせました人口割で負担するというので覚書を交わしておりますので、その割合で負担をしているものでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）ちょっと追加質問します。繰越明許費のことなんですけれども、要するに例の行政実例の考え方からすれば、この追加というのは金額だけの追加だということで解釈していいのかどうか。新規の新たな事業を加えることは、町長の発案権の侵害になるものと解するというのが通説なんですよね。けれども、事業の経費だけの増額なら、それは町長の発案権を侵害するものではないですよということが通説になっているわけだから、そこの追加の意味を聞いたわけです。

それともう一つ、今回答がなかったんですけども、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源、これが実質収支になるわけなんですけれども、質問したのは、翌年度に繰り越すべき財源にここに掲げられた繰越明許費はなっていますかということの質問です。わかりますね、そういうことです。

それともう一つ、もう一方の坂町の問題ですけれども、要は聞きたいのは、債務負担行為というのは、13年度に起こしたものであれば、12年度に債務負担行為を起こして13年度に支出するというのが当たり前なんでしょう。13年度のを14年度に払うというためには、13年度で14年度分払うための債務負担行為を起こさないといけないんでしょう。それはそのようになっていますかということを知っているわけです。過年度のものを債務負担行為を起こしてできるんでしょうかということを知っているわけです、わかります。

それと、覚書でそうになっているというのじゃなくて、なぜ、坂町が一番地元の受益の程度に応じて負担金とか分担金をやるというのが常識的な考え方なんですよね、予算で。

焼却場自体は確かに人口割でいいですよ、それだけごみがたくさん出るんだから、その分だけ受益の程度に応じて負担するのはわかりますよ。だけど、あれの中を見ると、し尿処理のところまでなにしたり、7項だったかな、いろいろあったでしょう。それをすべて人口割で計算するのはいかなものなのでしょうかというんですよ。むしろ、坂町がやっぱり一番受けるわけですよ、直接受益を。だから、その分は人口負担じゃなくて、幾らかそれは坂町の方も負担増があつてしかるべきじゃないのかねという覚書が出るまでに、当然そういうことは検討なさったんでしょうかねということを行っているわけです。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）繰越明許の追加のことをございますけど、一般的に繰越明許を起こす場合には、予算において繰越明許設定をします。それから、次の議会、もし何らかのまた新たな追加が起こる場合には、追加あるいは変更という表現を使ってまいります。そういう意味で、今回につきましては変更でありませんので、追加という表現を使っております。それにつきましては、事業名と金額を明らかにしたものでございます。

それから、実収支に基づく翌年度に財源を持っていくかということをございますけど、当然ながら当該年度の未収特定財源、あるいは既収特定財源について、それを翌年度へ持ってきまして、実収支の中で明らかにし、決算を行うというものでございます。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）それでは、坂の地元対策費のことについてお答えいたします。まず、債務負担行為について、過年度実施事業について後年度で債務負担行為をするのはおかしいのではないかという質問でございますが、この地元対策費につきましては清算方式をとっております。坂町で既に事業を実施されて、支払も終わったものについて翌年度清算を行って、各町が負担していく。組合の方からそれに見合う補償金額としての支払を翌年度行うという方式でやっております。これは4町の合意の中でそういうふうな方式をとることとしております。ですから、組合自体の補償金の支払いについては14年度からの発生ということになっております。ですから、14年度以降の債務負担行為の設定で足りるというふうなことでございます。

それと、2点目の坂町で実施される事業なんだから、坂が一番受益をこうむるじゃないか、坂が負担をたくさんすべきではないかというご意見でございますが、これはあくまでも広域ごみの焼却施設を建設することに伴って発生した地元対策事業でございます。

反対に言えば、安芸クリーンセンターをつくらなければ、その事業は発生しないというふうなことになるかと思えます。ですから、これはそれだけを単独でとらえるのではなく、安芸地区衛生施設管理組合が実施しました広域ごみの焼却施設の建設事業と一体の事業として考えられますので、これについては本体工事と同じ人口割での地元対策費も人口割での負担ということで解釈をしております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）ちょっとそれは理解に苦しむんですけどね。そしたら、なぜ、今債務負担行為の話、なぜここで議決を要るわけ、議決を経ないといけないんですか。債務負担行為をしていないんじゃないの、この議会に対して。何か組合と坂町の間でそういうことをやっていますと言うんだけど、それなら海田町の議会でもとやかく云々することはないみたいに聞こえるわけですよ。そうでしょう。だって、もうそういうようなことで債務負担行為は坂町と組合との間でやっているんだからという説明だったんですよ。その辺はどうですか。

それと、くだいようですけど、焼却場自身は、何回も言うように人口割でも結構ですよ、当然そうなるでしょう、ごみが多く発生するんだから。だけど、今何回も言うように、し尿処理とかほかの直接余り関係のないような点まで人口割で負担をさせるというのは、要するに受益者の受益の程度に応じて負担金とか分担金は負担すべきものであるという原則にもとらないですかと言っているんです。もう清算方式だろうが何だろうがやっちゃったんだから、債務負担行為も済んでいるんだからと言うんだったら、議会にこうやってかけること自体が何か理解できないんですよ。それで、報告すればもういいんだというような格好に、この前の話で売り言葉に買い言葉じゃないですけど、提案権は町長にあるんだけど、議決権は我々にあるんだよということを申し上げたんです、この前。そうしたら、もともとそのときの報告で済ますということは、何かここで議決を得るということが何を意味するのかちょっとわからないですね、今の説明では。その辺をもう一度お願いします。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）今回議会の方に提案しておりますのは、補正予算でございます。組合の方が14年度の補正予算を組みまして、坂町に対して地元対策費用の負担金の支払いを行います。当然、それぞれの組合の方で負担されるものについて、坂町に支払われる金額について、各町の負担割合というのが決まっております。ですから、14年度

について海田町で負担する金額が1,200万幾らかの金額になるんですが、これについてうちの方では、当初の予算では計上しておりませんので、補正予算で追加計上させていただくということでの補正予算の計上をさせていただいております。

それと先ほどの、今の地元対策費の負担割合の件ですが、先ほどもご説明いたしましたとおり、これは、この地元対策費というのは、あくまでも安芸クリーンセンターを建設するに当たって付随する事業でございます。切り離して考えるべきものではないと考えておりますので、建設事業と同じように人口割の負担で各町がそれぞれ、先ほど部長の方からも説明しましたが、4町のごみを焼くという施設で、うちの方でもごみを焼くんだという受益をこうむるわけです。それに伴って地元迷惑をかけるからということでの地元事業の実施でございますので、これに対して各町がそれぞれの負担割合に応じて負担するということですので、その負担割合の方法が14年1月1日現在の人口割で負担しようということですので、そういうことでの負担割合を決定しておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）そうしたら、何でも、こういう坂とこういう組合主体との間で交わしておいて、債務負担行為とか何とかというようなことの説明はなくて、この前の委員会ときだって、坂町と組合主体が債務負担行為を起こしたなんていう説明、一つも受けていないでしょう。やぶから棒にこういう補正予算を組んで、こうなっていますからというのじゃ、議会に対して余り軽視し過ぎているんじゃないかという気はしますよね。それはおかしいですよ、そういう説明の仕方は。だから、議員としては全然説明をしない、あのときの説明が初めてだったし、今初めて組合と坂町の間で債務負担行為を起こしているんですよとか、清算方式でやっていますよと言われても、全然そういうことは言われていないじゃない。私は聞いたのは初めてですよ、こういうのは。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）債務負担行為、予算措置の問題あるいは分担の問題については、先ほどセンター長が答えたとおりですが、先ほどから申し上げておりますように、今後は議会に対するこの種の報告なり、ご意見を聞く機会について、このたびのことを反省をしながら、適宜適切に行いたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。住吉君。

○13番（住吉）この問題は数年前から尾を引いておるんですが、数年前にし尿処理場の

問題でやっぱり予算を伴う問題が出まして、我々議員の一部では、これは議会へなぜかけなかったか、相談しなかったと言ったときに、これは一部事務組合と議会が別の組織なんで、一切報告する必要はないというふうな答弁があつて、議会にも議会の全般的ムードがそういうムードになって、議会が認めたような形になっておるんですね。それは額も少なかった。そのことが午前中の担当部長がぼろっと発言されたけれども、やっぱり議会と組織は別なんだと、こういう考え方があるんだよと発言されました。この間、全員協議会では、担当部長がやはりそんな発言をちゃらっと漏らしたんですね。そういう考え方、今まで流れてきておって、助役はご存じかどうか知らんが、そういう考え方を酌んで、今回も一部事務組合の中の会議で、そういうことで通してこられたんじゃないかなと僕は判断するんですよ。

これは、当時の議会が誤っておって、そういうことを認めたのが悪かったと思うんですけど、それは別として、やはり今、担当部長がおっしゃったように、今後は十分に反省をして報告すべきはすると、議会に諮るとおっしゃるんだけど、助役にちょっと確認したいのは、助役も同じ考えだろうと思うんです。助役にしっかり答えていただきたいんですが、今の何十億というふうな負担金がかかってくるときに、オーケーです、異議なしで通してしまうんかどうか、それはいかんと思うんです。予算は議会が認めなければ通らんのため、ちょっと待ってくださいと、町に持って帰って議会に諮ってからお答えを出しますということが必要だろうと思うんです。今までそれがなかった。だから、20何億というようなもの、簡単に認めて、ほれっと持って帰って通るだろうというふうな考えをお持ちになったんだろうと思うんです、以前からそういう考えが残っておるから。これをしっかり確認したい。助役さんはそれをどのように考えるか、ちょっと持って帰って、こういうものについては、予算の伴うものは一部事務組合だろうが議会へ諮らなければ通らんのため、それをしっかり、そういう考え方でおやりになるかどうか一つ。

もう一つは、私、どうも納得いかんのですよね、何ぼ工事を急いでも、こんな地元に対する補償等は工事着工前に片をつけとかないけん問題だろうと思うんですよ。できてしまつていったら言い放題、だれか知らんが、暴利よるとかたかりよるようなことを発言しておりましたが、できてしまつてから言ったんじゃ、取り放題になるかもわからん。だから、事前にこれは処理しておく、時間がないと言うても処理してからかかるべき問題じゃかったか。それは大きな責任がありますよ、その議会に出ておる人のね。それを

お答えいただきたい。今度、熊野町の問題もあるからね、熊野はもうやりよるかもわかんけどね。だんだんそういうものが膨らんできて、取り放題、取れば取り者勝ちだということになっては困るので、そういうことははっきりしておいてほしい。今の2点、どうするんか、予算の問題が出たときに、町から町費持ち出しが出たときにどうするんかと。それから、その対応が遅いと、早く着工前にこういう問題は片をつけておくのは常識だろうと思うんですね。その2点をお願いします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）ご案内のとおり、安芸地区の衛生施設管理組合規約というのがございます。その中の規約の12条3項に、関係市町の負担金というのは、要は管理者が組合議会の議決を経て定めるんですよという形になっております。したがって、負担金につきましては、各市・町ともに管理者、あるいは組合議会でございますが、これは各町の議長、それから市・町あるいは助役がなっておるんですけれども、そういう議会の委託といいたいまいしょうか、委任といいたいまいしょうか、そういう形でやっておられるということでございますけれども、ただ、そうはいいまして、地元の議会に対して、地元といいたいまいするのは海田町でございますが、当然報告をし、意見を聞き、その中でいろいろと検討しながら各町の執行部なりそういうものとも話をしていかなければいけないと思います。ただ、今回の場合は、若干報告する時期等々がおくれまして、大変迷惑をかけたわけなんです。今後はこういうことのないようにやはり議会にも事前に、これは事前といいたいまいしても、まだ熊野ように余りにもかけ離れたような状況でお出ししても、なかなか判断が難しからうと思うので、執行部の方で一応この程度で議会に諮られるべきであろうというときが来たら、議会の方へ報告をし、ご意見をお伺いし、そうして各町とさらに話を進めていくという形をとってまいりたいというように思っております。

それから、要は着工前にやったのはおかしいということですが、確かに理屈からいいまして、やはり地元対策等を片づけて、それから着工すべきであろうというように考えております。したがって、熊野町の問題につきましても、この地元対策を解決しなければ予算は組んでも着工はだめですよということは言い添えておりますし、そういう形で今後も進めてまいりたいというように思っております。

○議長（河野）ほかにございせんか。前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、先ほどからいろいろ出ておりますので、大体よろしいが、まず助役、言うているように説明が遅い。安衛管の議案が出た時点でやっぱり全

協か何かで当然これは諮るべきことで、皆さんに知らすべき、当然だろうと思いますが、そこで、まずこの問題、当初、これは安衛管との約束で、こういう問題、迷惑のこういう条件はどうするのか、そういう約束は最初にどういう状態になっておったのか、今になってこうやって、工事に着手したのが既に13年の7月か8月であったと記憶しておるんですがね。そのころに地元で16棟給水引いたと。この焼却施設をつくるのと、地元の16棟の給水と何ら関係もないと思うし、水道の改修もやったと、こういうことで、これは14年度です。これも焼却場の建設と何の関係があるんか。迷惑、迷惑という中で、公害はない、ばい煙は出ませんよ、においは出ませんよ、何をもって迷惑施設というておるのか、これの説明を願いたい。

それから、センター所長、さっきから義務的経費と、こう考えとると、なぜ焼却施設をつくるのが地元の水路改修、給水施設、どういう因果関係でもって義務的施設と結びつけるのか、その関係を説明願いたい。これはちょっと理解できない。それからもう一つ、先ほど来、本町の負担部分が1,200万円だったかな、1,000何ぼ、この補正予算では880何ぼと、ちょっとこれの差異についての説明、以上。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）それではまず、この事業にとりかかります最初のころの話から申し上げますと、この4町で広域のごみ焼却施設をつくろうという話が出てきたのは平成11年4月のことでございます。4月に各4町で広域で実施しようということでまず始まっております。このときは、まだ建設場所については未定でございます。その後、適地選定を行いまして、各町で1カ所ずつ適地を出してきて、いろいろ比較検討しまして、平成11年8月31日に坂町に建設するというので、4町で覚書を交わしております。この時点で、地元対策費につきましては、覚書の第3条第2項の中で、住民等の要望はでき得る限り実行するものとするというふうな覚書を交わしております。これに基づきまして、その後、地元である坂町からの要望をとりまとめて、先ほどから話しております13年5月の段階でとりまとめが行われて、坂町からの提示があった内容について、その後、今の地元対策費の妥当性であるとか金額であるとかいうことの協議を行いまして、最終的に合意に達したということでございます。

それから、ご指摘の水道事業あるいは水路事業等の地元対策事業としての妥当性、直接影響ないんじゃないかというお話でございます。確かに今回建設しております安芸クリーンセンターの施設としましては、公害に対応した、十分配慮した施設でございます。

ただし、これはすべてを排出していないというわけではございません。ダイオキシンにつきましても、国の恒久的基準を完全にクリアするものでございますが、ゼロというわけではございません。そのほかのものについても、全然排出していないということは言えない施設でございます。ただ、はっきり言いまして、国の基準はかなり厳しい値でございますが、それは大幅にクリアはしております。ただ、ゼロということではございません。それと、水尻の地区の水道整備事業につきましては、水尻地区が今回建設しました安芸クリーンセンターから約1キロ、1キロ以内の範囲にある。先ほども言いましたように、ここの地区は、上水の整備をされていない山からのわき水を利用した住宅でございます。この施設を建設するに当たって、先ほども部長の方から話がありましたが、坂町の方の職員の皆さんが地元に出ていっていろいろ協議をしていく中で、一番大きな問題として、坂からの要望としてこの問題が出てきております。地元では今の安芸クリーンセンターから出てくる煙であるとかそういったものの、今の飲み水に対する影響というのを非常に心配されておりました。その点で、これについては一番最初にやってもらいたい事業として上がってきております。先ほども言いましたように、この施設から出る有害物質がゼロということではございません。それと、直接的な影響を判断するという事は難しいことなんですけど、地元対策事業という精神的ですとか、心理的な影響を考慮して地元対策事業として認めたものでございます。

それと、亀石地区の道路の整備につきましては、亀石地区というは今回建設をいたしました地区の直近地元でございます。それで、建設同意を得るに当たって、この事業、先ほども言いました水道事業とこの事業だけは絶対やらしてもらえなければ、同意が出せないよというふうなことでございます。特に、亀石地区につきましては、先ほどから申しておりますように、し尿処理施設に続く2施設目というのがありまして、そこらを考慮しまして、これについては地元対策事業として実施することといたしております。

それと、先ほどから申しております義務的経費という部分でございますが、これは地元対策事業が義務的経費ということで発言をしたわけではございません。義務的経費と言っておるのは、要は一部事務組合に対する各町の負担金が義務的経費であるというふうなことで発言をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。岡田君。

○1番（岡田）先ほどの地元対策費のことなんですけれども、今のをずっと聞いておりますと、何か海田町が町費を出すのに基準がないように感じるんですよね。基準というか、

海田町が地元対策に出す基準ですよ。これから熊野のがれきの集積場、あれとかには府中なんかだったらもう説明があって、何か物すごい金額で40億円ぐらいと。熊野の一般会計よりちょっとというんか、一般会計が60億か70億だと思うんですけども、ぐらいで40億ぐらいの地元対策費を言ってきておると。これに対して海田町がこの分を幾らか出すわけですけども、そういったときに対して基準みたいなもの、海田町独自の基準をつくらなければいけないと思うんですけども、その辺のところをお願いをいたします。どういうふうになっておるのか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）確かにこういう施設に対する町としての確たる基準というのは持っておらないのが実状です。熊野に対しても、先ほど助役の方からもふれましたけれども、今、当初要望が相当に巨大な事業でございますから、当然これはそれをうのみにしていくということではございませんので、そういう今後のことについても、今いろいろいただいたご意見を十分しんしゃくをして、熊野の地元対策等の協議に当たっても、十分ご意見をちょうだいしたものをしんしゃくしながら協議を進めていきたいと思っております。おっしゃるとおり、この種に対して確たる町の、この場合ですとこの基準、この場合ですとこういう地元対策というものはございません。各町の方もそういう同様な方のものでなかなか持ち合わせておりません。不燃物につきましては、広島市も参加しておりますので、このクリーンセンターと違いまして、広島市はいろいろ対策事業も起こしておりますので、そういう事例は我々よりも少し持つておるところでございます。当然、それらを参考にしながら、これからの熊野の事業についてどうかということに当たっていくということになろうと思っております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）私たちが思うには、坂に9億2,600万円、これだけを支出すると。そうしたら、今度は熊野もやはり同じような要求とかことをしてくると。それに対して、それじゃ、府中なんかでも例えば火葬場の建設とかいうふうなのがありますけれども、海田町だけが何か取り残されると、そういうふうな懸念があるんですよ。そういうふうなこともあって、やはり町の予算を出すわけですから、その辺のところをきちっとしてほしいと。先ほど水道のことでも、これは建設当時からこういうふうな要望があって、これがだめだったらもう建設はだめだと、そういうふうなのは以前からあって、じゃ、何で今、できてから今になってこういうふうな水道や何かもつくってくれというふうな

ことを地元対策費で上げねばいけないのか、そういうところが不思議だと思うんですね。その辺のところをお願いします。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）これは全協のときに申し上げましたけれども、通常、今助役の方、先ほどご説明ありましたが、熊野については当然建設着工の前に十分たたいて、地元対策もあわせた事業として、これが是か非かということを決めていく必要がある。クリーンセンターについて、我々の方も前回の説明でふれましたように、確かにダイオキシン対策のもろもろの緊急性というのが加わって、構成団体に協議する中で、地元対策事業すべてが合意を達さない状況の中で着工に行ったということになります。そういうことの説明は、前は全協の中で説明したとおりで、これは確かに、もしこの種の事業を広域でつくるのであるならば、当然あわせてご意見のように地元対策事業も全体事業の中で、それでどうかというふうな判断をしていくのが、これは進め方としては当然のことかと思えます。今回はそういうふうな方法にならなかったということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第9号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第11、第10号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第10号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,741万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,720万2,000円とするものでございます。内

容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第10号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。資料11、補正予算説明書の1ページをご覧くださいと思います。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金の下水道事業費負担金でございますが、これは起債、借入額の減によりまして、公共下水道整備事業負担金を110万2,000円減額し、一括納付が増加したことによりまして、受益者負担金を1,060万円増額するもので、合わせて949万8,000円増額するものでございます。

続きまして、第2款使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、下水道への接続戸数が予想以上に増加いたしましたので3,400万円増額するものでございます。

続きまして、第4款繰入金の一般会計繰入金でございますが、歳出総額から歳入総額を差引いた額を一般会計から繰入れていただいておりますが、受益者負担金及び下水道使用料の増額並びに委託料の減額に伴いまして5,831万8,000円減額するものでございます。

また、第5款の繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて予算計上するため、未計上分1,785万円を補正するものでございます。

続きまして、第6款諸収入の第1節水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、貸付金の利用者が増加いたしましたので421万1,000円増額するものでございます。

また、第2節の消費税還付金につきましては、清算により還付金額が確定いたしましたので95万3,000円減額するものでございます。

第7款町債の下水道事業債でございますが、2,370万円減額するものでございます。詳細につきましては、議案でご説明いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、第1款総務費の委託料でございますが、下水道台帳作成業務及び公営企業移行業務の執行残600万円を減額するものでございます。なお、2項の水洗便所普及費につきましては、財源振りかえをするものでございます。

続きまして、第2款事業費の委託料でございますが、公共下水道事前事後調査委託料の執行残860万円を減額するものでございます。

続きまして、第3款公債費の償還金利息及び割引料を執行残として281万2,000円減額

するものでございます。これは予定しておりました起債の借入額が当初より下回ったためでございます。

それでは、第10号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,741万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,720万2,000円とするものでございます。また、繰越明許費につきましては、JR山陽本線横断工事に伴いまして、JRに工事委託しておりましたが、今年度中に工事が終了する見込みがございませんので3,440万円繰越明許するものでございます。また、地方債につきましては、流域下水道事業債を80万円減額し、5,900万円とし、流域関連公共下水道事業債を810万円減額し、6億2,290万円とし、資本費平準化債を1,480万円減額し、1億7,150万円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。  
~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第12、第11号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第11号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、一般被保険者高額療養費の減額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,283万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億878万4,000円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第11号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正

予算（第3号）についてご説明申し上げます。資料12の補正予算説明書をお願いいたします。

それではまず、3ページの歳出予算のご説明を申し上げます。まず、保険給付費の一般被保険者療養費の50万円、また退職被保険者等の170万円の減額は、それぞれ保険証を持たずに受診した場合、また医師の指示によるコルセット等の装具、針、きゅうなどで全額を支払った後、一部負担金を差引いた後の予算で、件数の減少によるものでございます。

次に、一般被保険者高額療養費の1,838万8,000円の減額は、医療機関などで高額の一部負担金を支払った後、申請により限度額を超えた額を支給するもので、年度により額や件数等に変動がございますが、14年度は1件当たりの額が減少したことによるものでございます。また、葬祭費の20万円につきましては、死亡者の増加によるものでございます。

次に、4ページの老人保健医療費拠出金の62万6,000円の増額は、健康保険法の一部改正に伴い、拠出金額が変更となったものでございます。また、高額医療費共同医療費拠出金の307万1,000円の減額は、国民健康保険法の改正等に伴う拠出金額の変更によるものであります。

続きまして、歳入について1ページをお願いいたします。まず、国庫支出金の療養給付費等負担金1,091万4,000円の減額ですが、この負担金は一般被保険者の診察、薬剤、手術等高額療養費等を含めた療養給付費について国から交付されるもので、歳出予算で申しました高額療養費が減少することに伴い措置するものでございます。また、共同事業交付金の147万1,000円の減額ですが、この交付金は高額医療費共同事業として県内の各被保険者、すなわち市町村からの拠出金と県の補助金で賄うもので、レセプトの1件80万円を超える額の約42%が交付されるものです。年度により額や件数等に変動がございますが、14年度は80万円以上の高額医療費の発生件数が減少したことによるものであります。

次に、一般会計からの繰入金の1,127万4,000円の減額につきましては、一般会計補正予算で財政課長から説明もございましたが、平準化による一定所得以下の低所得者世帯の保険税の軽減額の増加に伴い、国・県合わせて町の一般会計から保険基盤安定負担金の繰入れが前年度と対比し、大幅な増加となったものの、当初見込みを下回ったことに伴う減額でございます。また、諸収入の一般被保険者延滞金の60万円は、延滞金納付額が

増加したものでございます。

次に、2ページの雑入の一般被保険者第三者納付金の5万9,000円及び退職被保険者等の15万7,000円については、交通事故など第三者の行為にかかる費用を国保で一時的に立てかえ、後から納付によるものでございます。また、一般被保険者返納金1万円は資格喪失後の診療費にかかる費用の返納によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,283万3,000円を減額し、歳入歳出予算を21億878万4,000円とするものでございます。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第11号議案について採決いたします。お諮りいたします。第11号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第13、第12号議案、平成14年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第12号議案、平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）。平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、負担金収入の減少による補正をするもので、収益的収入を280万円減額し、事業収益総額を5億3,032万3,000円とし、また事業の中止により資本的収入を5,600万円減額し、資本的収入総額を878万5,000円とし並びに資本的支出を5,505万7,000円減額し、資本的支出総額を2億5,890万4,000円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第12号議案、平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料13の1ページをお願いいたします。

事業収益の営業収益でございますが、福祉減免制度に係る負担金収入の減少によりまして、その他営業収益を280万円減額いたしております。

続きまして、資本的収入でございますが、浄水設備整備費の事業中、急速ろ過池及び付随設備実施設計業務を中止したことによりまして、企業債を5,000万円、補助金を600万円減額いたしております。

また、資本的支出でございますが、ただいま述べました業務の中止によりまして5,505万7,000円を減額するものでございます。

次に、第12号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成14年度海田町水道会計予算第3条の予定額は、事業収益を280万円減額いたしてまして5億3,032万3,000円とし、また補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的収入を5,600万円減額いたしてまして収入総額を878万5,000円とし、資本的支出を5,505万7,000円減額いたしてまして支出総額を2億5,890万4,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的収入額6,478万5,000円を878万5,000円に、資本的支出額3億1,396万1,000円を2億5,890万4,000円に、不足する額2億4,917万6,000円を2億5,011万9,000円に、建設改良積立金3,521万8,000円を3,878万3,000円に改め、当年度分消費税資本的収支調整額1,118万9,000円を856万7,000円とするものでございます。また、補正予算書第4条につきましては、予算第5条の企業債を廃止するものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。桑原君。

○4番（桑原）2点ばかり質問いたします。基礎資料の中で、収入見積もり基礎、支出の見積もり基礎というのがございます。それでまず、今年の1月9日に行われました合併問題調査特別委員会のときに配られた14年度の財政収支計画比較表というのがありますね。この14年度の結果を見て、これとかなり見積もりの誤差が出ていると思うんです。その辺はなぜそういう誤差が出てきたかということについて、原因は何であったか。例えば、具体的に申し上げますと、収益的収入の中の事業収益が5億3,000万ぐらいになっています。これが今の1月9日の合併特別委員会では4億8,800万ぐらいになっていた。それから補正予定額の2,800万円を差引いたとしますね。そうすると、4億6,000万になって、比較しますと、約7,000万増えることになるんですね。そういうことになるでしょう。7,000万もふえた理由は何ですか。その計算が、私のやり方の計算が間違っ

ているなら指摘していただきたいと思うんです。

それから、資本的収入も結果的には収入が878万5,000円になっているわけです。これが同様に計画比較表では8,500万になっていまして、それからこの補正予定額の5,600万を引きますと2,900万円になるわけです。それで比較しますと、2,000万ぐらい収入が落ちているわけです。そういうことになると思います。今度は同様に、資本的支出の方は、今度は支出が約2億5,900万ですね。に対して1月9日に示された合併特別委員会の中では2億8,700万になっていまして、これから補正予定額の5,500万を差引きますと約2億3,200万ですね。それだけで2,700万円支出が増えたことになりまますから、赤字が4,700万ぐらいになると思うんです。そういう関係から、その辺の資金不用額が当初は2億200万円ぐらいだったのが、資金関係で要するに赤字が4,700万ぐらい増えたという理由といいますか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）1月9日にお渡しいたしました財政収支計画をご覧いただきたいと思うんですが、お持ちでしょうか。収入につきましては、平成14年度で現況及び予測という額を示しておりますが、平成14年度の収入の予測は5億2,938万となっております。

（「2ページのそれを見て言っているわけ」と呼ぶ者あり）

○庶務課長（新浜）その現況及び予測の方でございます、右側の方でございます。そうしますと、平成14年度が収入で5億2,938万、ここに補正予算で示しておりますのが5億3,032万3,000円で、約100万円ぐらいの違いがあるかと思えます。これはまだ収入につきまして、若干収入の増が見込めるものにつきましては全部この補正予算に上げておりませんので、そういう差が出たんだと思えます。

それと続きまして、資本的収支でございますが、資本的収入の方が6,478万5,000円でございます。それから5,600万を引きますと、ここにお示ししておりますとおり878万5,000円になろうかと思えます。この数字に狂いはないと思えますが、これでよろしいでしょうか。

資本的支出につきましても、財政収支計画でお示ししておりますのが2億4,956万7,000円でございます。この補正予算でお示ししておりますのが2億5,890万4,000円で、約1,000万円の違いがあるかと思えますが、これは配水管の布設がえ等につきまして1,000万円ほどの予備費をこれに入れておりますので、この1,000万円の差が出たものと

思われます。以上でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第12号議案について採決をいたします。お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、暫時休憩をいたします。14時20分まで。

~~~~~○~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

日程第14、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）平成15年度町長施政方針。本議会に提案しております15年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様にご理解を得たいと存じます。

15年度の国の予算は、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、改革断行予算と位置づけた14年度予算の基本路線を継承し、一般歳出及び一般会計歳出全体について、実質的に14年度の水準以下に抑制することとしております。また、財政投融资計画については、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ、構造改革に資する分野に対象事業の重点化を図るとともに、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業再生、中小企業金融等、真に政策的に必要と考えられる資金需要には的確に対応することとしております。さらには聖域なき構造改革の考え方のもと、簡素で効率的な行政システムを確立するため、時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織等の減量、効率化や特殊法人改革など行政の構造改革を推進することとしております。これらを基本方

針として予算編成を行い、一般会計の規模は81兆7,891億円で、14年度と比べ0.7%の増額としております。

地方公共団体に対しては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する一方で、国債費の累増等により、過去最大規模の財源不足が生じると見込まれるため、地方財政計画の歳出については、国の歳出予算と歩みを一にして、徹底した見直しと重点的配分を図るとともに、中期的な目標のもとで定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の減額を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮と借入金の抑制を図ることを基本として地方財政対策を講ずるよう要請してきております。このような方針に基づき策定された地方財政計画は86兆2,100億円で、14年度と比べて1.5%の減額としております。

本町の15年度の予算案を編成にするに当たりましては、歳入の基幹をなす町税収入をはじめ地方交付税や交付金が減額になるなど厳しい財政状況にあって、引続き未利用地の売却や国・県の補助制度を活用するとともに財政調整基金等の繰入れにより財源の確保を図りました。

また、歳出については経費の節減を図るとともに、第3次海田町総合基本計画に基づく実施計画に掲げた事業や、実施計画に掲げていないものについても前倒しを図り、町民生活に密着した事業や、少子・高齢化に向けた福祉施策の充実、情報化教育の推進、学校施設の整備など、学校教育環境の充実及び将来の展望を踏まえた事業化への取り組みにも、財源の重点的、効率的な配分を行うなど町民の期待に応えられる施策の推進を図ることを基本方針として予算案を編成いたしました。

それでは、本町の最重要課題であります合併問題について最初に申し述べさせていただきます。広島市との合併問題は、皆様のご協力により14年7月から12月にかけて5回の任意の協議会を終え、一部の事項を除きまして大筋で合意となりました。この協議会での協議事項を見てみますと、概算で836億3,500万円の建設計画素案の事業費や各種行政サービスのメニューの多さなど、早期に住みよいまちづくりができること、住民福祉の向上を図れることから、改めて合併の必要性を感じているところでございます。なお、この協議会の内容につきましては、協議会だよりや広報でお知らせをするとともに、24回の住民説明会を開催いたします。この住民説明会の総合的な印象は、広島市との合併についておおむね肯定的であったと感じております。また、この説明会でちょうだいいたしましたご意見、ご要望につきましては、今後の協議の参考とさせていただくとともに

に、必要なものについては合併までに実施したいと考えております。今後につきましては、住民の皆様には引き続き冊子や広報等により情報提供を行うとともに、町内施設への意見箱の設置や、ホームページの合併に関する情報コーナーの充実を図り、ご理解を得られるよう努めてまいります。

合併に向けてのこれからのスケジュールにつきましては、これまでにご説明しておりますとおり、6月ごろに広島市、海田町両議会の議決を経て、合併特例法に基づきます法定協議会を設置したいと考えております。海田町民の福祉の増進と海田地区を中心とする地域の発展のためにさらに努力してまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

続きまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿って、主な事業についてご説明申し上げます。まず第1点目は、一人一人が輝くまちづくりの推進でございます。生涯学習の推進につきましては、全庁的な取り組みとして立ち上げました出前講座事業と多くの住民の方が登録して活動していける人材バンク事業を継続して実施するとともに、生涯学習情報「いきがいた」や啓発資料等を発行し、生涯学習の啓発に努めます。また、地域における教育の拠点である社会教育施設におきましては、これまで社会、経済の変化や個人の学習ニーズに対応した学習環境の整備に努め、学習機会の提供の促進を図ってまいりましたが、生きがいつくりや、余暇の利用に社会参加や、地域に貢献する活動への関心も高まってきておりますことから、生涯学習の成果を生かすための環境づくりにも努力してまいります。

公民館では継続して学習者への支援をしてまいります。新たに託児つきパソコン講座事業を実施し、乳幼児を持つ保護者の学習機会の拡充を図るなど、地域社会における学習拠点としての役割を果たすために一層努力をしてまいります。特に週末や長期休暇中の異なる年齢の子どもや親子での体験活動事業を充実させてまいります。また、耐震診断調査の実施や、講座室の改修等、学習環境を整備してまいります。

図書館では、今後ますます多様化する利用者の要望に応え、くつろぎの読書空間を確保し、学習の場、触れ合いの場としての機能を充実させるために閲覧室を増築し、あわせて駐車場の舗装工事を実施して、より魅力的な図書館づくりを行います。また、図書館用地の借地部分の一部を購入いたします。

ひまわりプラザでは、大変多くの方々が受講されている各種パソコン講座のより一層の充実を図ってまいります。

仮称織田幹雄記念館の整備につきましては、本町の誇りである織田幹雄氏を顕彰するとともに、地域住民が気軽にスポーツを楽しめる場として海田中学校のプールを含めた基本設計を実施し、早期実現を目指してまいります。

次に、学校教育の充実につきましては、確かな学力と豊かな心の育成が小・中学校教育段階における教育の重要な柱であり、これら子どもたち一人一人が21世紀を生き抜く力をはぐくむ上で極めて大切であると考えております。14年4月から実施されている新学習指導要領のねらいは、子どもたちに基礎、基本をしっかりと身につけさせ、みずから学び、みずから考える力などの確かな学力をはぐくむことにあります。子どもたちの学力につきましては、保護者から不安の声が聞かれますが、これについては14年末に公表した小・中学校における基礎、基本の学力定着状況調査の結果、全体としておおむね良好とされているところでございます。今回の調査結果をしっかりと受けとめ、さらにその詳細な分析を進め、今後の指導の改善に生かしてまいり所存でございます。また、今後とも、新しい学習指導要領のねらいを実現する観点から、少人数指導や習熟度別指導などの個々に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、学習意欲を高める学力の質を向上させるため、総合的に施策を進めてまいります。

次に、豊かな心の育成に関しては、基本的な規範意識と倫理観、公共心や他者を思いやる心をはぐくむことが重要であり、このため、家庭や地域の教育力の向上、心に響く道徳教育の充実、奉仕体験活動、読書活動の推進に取り組んでまいります。主な取り組みといたしましては、情報教育の充実を図るため、すべての教室を校内LANでつなぎ、インターネットを活用した授業ができる環境整備を行います。また、教育用コンピュータを増設し、小学校は合計40台に、中学校におきましてはコンピュータ教室以外の特別教室や普通教室で活用するため、新たに21台を増設いたします。

学校施設整備につきましては、海田中学校、障害児学級及び海田西中学校特別教室などに空調設備を設置します。また、小学校については、プールの塗りかえ工事を行うほか、未設置であった3小学校に生ごみ処理機を設置し、給食ごみのリサイクルによる環境教育や、児童の栽培活動に活用いたします。海田小学校においては、体力度調査の結果、基準を下回る危険建物と判断された講堂を解体、撤去し、跡地にウェット式で老朽化した給食室をドライ式の衛生的な給食室に建替えます。海田東小学校においては、プール外周及び体育館南側フェンスを取りかえ、本館屋外階段の補修、塗りかえや工事を行い、海田西小学校においては、来客用及び児童用トイレの改修工事を行います。各中

学校については、小学校の屋外トイレの整備に続き、障害者や高齢者の方も快適に使用できる屋外トイレを整備するほか、完全給食実施に向け、デリバリー給食用配せん室を整備します。また、引続き、小・中学校警戒巡回業務委託や、各学校警備業務委託を行うなど、学校の安全管理の徹底等に努めるとともに、学校が子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるよう、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育を実施し、信頼される学校づくりに取り組みます。

次に、明るく元気な青少年の育成につきましては、学校や家庭、地域社会などが連携しながら地域ぐるみで健全な社会環境づくりを推進してまいります。ひまわりプラザは、地域の子どもたちが交流の場としての利用も多く、友達や異なる年齢集団の中での豊かな遊びや社会体験の機会を通して、社会的なルールを学ぶ施設としての役割を担った事業を展開してまいります。あいさつ運動につきましては、全町域で展開できるよう、学校、PTA、地域の皆さんと一緒に連携を強化してまいります。その事業の一環として標語等の設置やあいさつの運動機運の醸成を目的に講演会を開催するとともに、自治会や子ども会活動においてあいさつ運動が展開されるよう支援をしてまいります。放課後児童対策として、海田西、海田南小学校区に引続いて海田小学校内に海田小学校区児童クラブハウスを新設し、より一層の充実に努めます。

次に、地域文化の継承と創造につきましては、海田町の文化財をはじめとした歴史的資源の発見、保存、活用に努めながら、歴史、文化に関する情報をわかりやすく紹介するとともに、学習体験機会などの充実に図ります。ふるさと館では、海田町の貴重な伝承文化財のデジタル映像、獅子舞、火ともし祭りによる保存を行うとともに、続海田の昔話絵本4話を刊行して、海田町に伝わる貴重な資料、文化を将来へ伝承してまいります。また、これらの事業とあわせた絵本原画展、ふるさと百景展などをはじめとする企画、展示も実施いたします。

次に、交流と連携による豊かな地域社会の形成でございますが、フェスタひまわりにつきましては町民主体の祭りとして位置づけ、地域活動の活発化を図るため、より一層の支援をしてまいります。

2点目は、健康で安心して暮らせるまちづくりの推進でございます。安心して暮らせる高齢社会の形成につきましては、高齢者が安心して、できるだけ住みなれた地域で生活し、だれに気兼ねすることなく、自分の意思で自由に介護を受けることができるような保健医療福祉サービスの周知に努めるとともに、相談窓口の充実などを進めていき、

高齢者の不安解消に努めてまいります。

次に、高齢者の生きがい活動と就労を促進するため、引続き老人クラブ、老人クラブ連合会及びシルバー人材センターへの支援を実施します。また、高齢者が要介護の状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送るとともに、状態の悪化を招かないようにしていくために、配食サービス、訪問利用理・美容サービス及び生き生きデイサービスなどの介護予防、生活支援事業も継続して実施します。

次に、子育て環境と児童福祉の充実につきましては、延長保育や障害児保育など、保育ニーズの多様化に対応したきめ細かいサービスの提供を行うとともに、15年度も引続き子育て支援センター事業を中心とした子育て家庭を支える体制の充実に努めます。保育所の整備につきましては、西浜保育所の屋根ふきかえ及び幸保育所保育室の通路改修を行い、より安全で快適な環境づくりに努めます。保健センターでの母子保健事業につきましては、近年話題化して問題化しております児童虐待の未然防止や育児不安解消対策として、育児相談等子育て支援事業の充実に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進につきましては、健康づくりや疾病予防に関する情報の提供及び啓発活動の推進により、町民の健康づくりに対する意識の高揚を図ってまいります。保健センターでは、重点事業として痴呆予防や運動習慣を取り入れた生活習慣病予防を地域の組織活動と連携して実施いたします。また、感染症対策、心の健康づくりなど、様々な状況に応じた保健サービスの提供に努めてまいります。特に、がん検診では、14年度に引続き海田地区ががん検診の受診率向上を目的としたがん検診対策モデル地区に指定されており、県、府中町、熊野町及び坂町と一体となった事業を展開してまいります。海田町では従来のがん検診に加え、いずれも血液検査で行うペプシノゲン法による胃がん検診と、P S A法による前立腺がん検診を新たに追加し、がんの早期発見及び早期治療の推進を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進につきましては、引続き地域福祉の推進役であります社会福祉協議会との連携のもと、地域に密着した事業の推進に努めます。仮称海田町福祉センター建設事業につきましては、老人福祉センターを解体、撤去し、隣接する日の出公園との一帯的な敷地利用を図り、地下1階、地上3階建ての保健福祉施設の建設に着工いたします。完成は17年2月を予定いたしております。また、建設期間中は、老人福祉センターの事務所機能とサークル活動の場を広島県広島地域事務所海田分庁舎や町民センターなどに移し、事業を実施してまいります。

障害者福祉につきましては、4月から始まる支援費制度により、これまでの措置制度から利用者がサービスを選び、契約する制度へと変更されます。支援費の支給決定等に当たっては、障害者に必要な情報提供を行うなど、利用者本位のきめ細かい対応に配慮してまいります。また、事務移譲に伴い、知的障害者の支援費申請窓口事務等を町で実施することとなっております。精神保健事業につきましては、通院医療費公費負担制度の周知徹底や、精神保健福祉相談及び精神障害者の社会復帰支援事業の充実を図るとともに、精神保健ボランティア講座等による住民への啓発活動を行ってまいります。

第3点目は、安全で快適な潤いのあるまちづくりの推進でございます。障害に強いまちづくりにつきましては、災害対策の強化を図るため、毛布や非常食などの災害に備えた備蓄品の確保を引続いて進めてまいります。備蓄倉庫につきましては、14年度に海田小学校に設置をしましたが、引続き残りの3小学校にも整備をしてまいります。消防行政につきましては、消防団の訓練を効率的、実践的に行うため、畝2丁目の瀬野川河川敷で夜間でも訓練ができるよう、照明灯の整備を行ってまいります。

次に、窪町、曙町、大立町、蟹原地区の冠水対策といたしましては、市街地を流れる3号水路、もとの大水路でございますが、をはじめとする町内雨水幹線水路の浚渫、道路のかさ上げを目的とする町道191号線の道路改修、西山地区内などの道路マンホールふたの改修整備を行います。

次に、暮らしの安全と安心の確保につきましては、犯罪から住民を守ると同時に犯罪の起こりにくい地域社会の形成のため、行政、警察、住民、地域団体が連携して暴力の追放や社会環境の浄化に取り組んでまいります。防犯対策といたしましては、近年ひったくり等、町民が被害者となる犯罪が増加傾向にあります。また、夜間に青少年がたむろする状況も見受けられます。このため、国の雇用対策事業である広島県緊急雇用創出基金事業制度を活用した防犯パトロール事業を実施し、夜間青少年がたむろしている場所を中心に巡視を行うなど、非行や犯罪の未然防止に努めてまいります。また、海田市駅南口周辺には新たに街灯や監視カメラを設置し、自転車、バイクなどの盗難予防に努めてまいります。

次に、快適な環境の整備につきましては、公園設備の充実や、利用者の利便性の向上に努めてまいります。海田総合公園でございますが、第1期整備区域につきましては、テニスコートの夜間照明、遊具、広場の休憩施設、モニュメント広場の整備、野球場の改修、野球場防球ネット移設工事及び第2駐車場の整備など施設の充実を図ってまいり

ます。キャンプ場を含む第2期整備区域につきましては、引続き用地取得を進めてまいります。また、キャンプ場入り口付近から上の侵入路の整備につきましては、地権者及び関係権利者のご協力を得て、15年度内の完成を目指してまいります。河川環境整備事業につきましては、瀬野川の畝地内の親水テラスにおいて、よどみによるヘドロ撤去対策として流水を取り込み、よどみをなくするよう整備をしてまいります。次に、三迫川につきましては、三迫橋から国道2号までの右岸の沿道整備として、三迫川右岸沿道整備事業実施設計を行ってまいります。

第4点目は、環境にやさしいまちづくりの推進でございます。廃棄物処理対策の推進につきましては、ごみを減量する、再使用する、再生利用するといった基本理念を尊重しながら、地区組織と連携を図り、ごみの減量化や環境型社会の形成に取り組んでまいります。

第5点目には、にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくりの推進でございます。多彩な拠点ゾーンの形成と連携につきましては、海田町の魅力と活力を高め、都市の均衡ある発展を図るとともに、にぎわいや交流の基盤としても生かしていくことを目指しております。海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、減価補償金対応用地買収等に伴う公共用地の確定や都市再生土地区画整理事業補助金の導入等による資金計画の変更等に伴い、事業計画や実施計画の変更業務を実施するとともに、仮換地指定業務や物件調査業務等を行ってまいります。

次に、道路交通体系の整備でございますが、町民の皆様が安全で快適に通行できるよう、都市計画道路事業の推進や町道等の整備を進めてまいります。都市計画道路中店小学校線、新開蟹原線の延伸部分につきましては、引続き用地買収を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、現在広島県で事業用地の買収を順調に進めておられますが、引続き15年度も用地買収を進めることにしておられます。今後も広島県をはじめ関係機関と連携を図りながら事業を推進してまいります。生活道の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な交通を確保するため、法務局前の東詰交差点の町道158号線交差点改良実施設計や、三迫3丁目地内の未整備区間の道路実施設計等を行います。また、成本地内日下橋付近の町道2号線の拡幅や、町道6号線の西中央橋から畑の谷橋までの区間の拡幅のため用地買収を進めてまいります。工事につきましては三迫1丁目地内の道路整備や総合公園へのアクセス道路としての機能を強化するため、町道8号線を引続き整備してまいります。続いて、舗道整備につきましては、歩行者及び自転車の

安全と自動車交通の円滑化を図るため、町道3号線及び10号線の整備を進めてまいります。

海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、駅周辺の自転車、原動機付自転車等の放置を防ぐため、引続き町営自転車等駐車を運営してまいります。また、海田市駅南口駐輪場利用者の利便性や快適性の向上を図るため、駐輪場の舗装工事を行ってまいります。

次に、新駅の設置につきましては、JRと協議を行うために必要な基本構想を策定いたします。

次に、情報通信基盤と機能の強化につきましては、全国規模での住民基本台帳ネットワークシステムの構築に基づき、14年度の本人確認を効率的に行うための一時サービスに続き、全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられる広域交付や転入転出時の手続きの簡素化、また身分証明書証などにも使えるといった住民基本台帳カードでの利用が2次サービスとして8月25日から開始をされます。今後この2次サービスについてご理解を得るため、町広報誌等を活用し、周知に努めてまいります。

第6点目は、活力ある地域経済をはぐくむまちづくりでございます。農林水産業の振興につきましては、農業振興の基盤整備づくりとして三迫2丁目地内に新たに農道の整備を行ってまいります。農産物品評会につきましては、生産実態を広く町民に認識をしていただき、農家の生産意欲の高揚を図るため引続き支援をしてまいります。また、国信橋南詰の樋門改修工事を行い水路環境の改善を図ってまいります。

次に、工業、商業、サービス業の振興につきましては、現下の厳しい経営環境の中、商工業の維持発展のため、中小企業者の方々に対し、海田町中小企業預託融資制度の活用を図ってまいります。また、町内商工業の振興と安定維持を図るため、商工会の行う事業に対し支援を行ってまいります。なお、海田町ふるさと特産品協議会では、試行錯誤をされながら特産品の研究開発に取り組んでおられますので、引続き支援をしてまいります。

次に、勤労者の生活の安定と向上につきましては、勤労者の生活の安定と福祉の増進を図るため、広島県労働金庫に対して引続き預託を行い、住宅資金、医療費、教育資金等の低利融資制度の利用促進を図ってまいります。

次に、町税、国民健康保険税等を中心とした町税等の収納対策につきましては、長引く景気低迷により大変厳しいものがありますが、町税等収納強化計画に基づき、滞納の未然防止を図るため、夜間、休日に臨時窓口を開設し、収納や納付相談に対応するなど、

滞納者をつくり出さないための対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

公共下水道事業特別会計でございますが、15年度は雨水による浸水対策の重点に事業を進めてまいります。まず、雨水管渠につきましては、引続き中雨水幹線の整備を行います。これにより中雨水幹線は尾崎川から曙町までのガソリンスタンド、アクール付近まで約940メートルが完成をいたします。また、瀬野川右岸排水区、船越分区の浸水対策のため、南鴻治幹線の実施設計にも着手をいたします。汚水管渠につきましては、幹線整備、面整備とも海田中央第3、海田東第2、砂走第1処理分区の上市、成本、国信1丁目、国信2丁目、畝2丁目、砂走地区を中心に整備を進めてまいります。これにより、整備面積は約331ヘクタール、処理人口は約2万2,250人となり、全体面積の54.1%が整備され、人口普及率は72.7%となる予定です。また、稲葉東1丁目、東2丁目、三迫3丁目地区の事業認可を受けるための準備も進めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、長引く景気低迷により、被保険者が増加しております。まず、医療費の適正化対策として引続きレセプト点検による過誤請求等の防止や医療費通知の実施により適正化を図ってまいります。また、保健センター及び老人福祉センターでの健康事業等との連携を密にし、疾病の予防や健康の保持、増進のための保健事業を推進し、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、重要な課題であります収納率の向上対策につきましては、町税等収納強化計画に基づき、引続き積極的な収納活動を行ってまいります。

老人保健特別会計につきましては、14年10月の老人保健法等医療費保険各法の改正により、老人保健法による医療受給対象者が70歳以上から75歳以上に引き上げられます。この法改正により、今後5年間の老人医療受給者数は減少し、あわせて医療費も減少していくことが考えられます。今後も医療費の適正化を推進するために、レセプト点検の効率化と医療費通知を継続的に実施し、医療費の過誤請求の是正や過剰診療の防止を図ってまいります。また、老人医療受給者の疾患分析と医療費の動向分析を行い、保健センターとの連携を図り、保健指導の充実に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、15年度から始まる第2期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な実施を図ってまいります。在宅サービスの重視に主眼を置き、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう在宅介護サービス基盤の整備充実を図り、介護サービスを受け入れやすい環境づくりに努めてまいります。また、要介護認定、保険給付の管理及び介護保

険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、健全な保険財政運営に努めてまいります。

水道事業会計でございますが、水道の使命でありますより安全でおいしい水を安定して供給するための施設整備を実施するとともに、経営の効率化に努めてまいります。水道施設整備の主なものといたしましては、老朽配水管の布設がえ、管網整備を図るため、配水管の新設及び浄水場内の老朽化した機器の更新を行ってまいります。

以上、それぞれの会計におけるその概要を説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進させるためには、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進をする所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）以上で施政方針演説を終わります。本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。

なお、明日も9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後3時05分 延会